

2022 年度（令和 4 年度）

履修の手引

2022 年度（令和 4 年度）入学者のために



兵庫県立大学社会情報科学部

*この「履修の手引」は、卒業まで大切に保管し、活用して下さい。

目 次

はじめに	
ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）	1
カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）	2
第1 履修の手引	4
1・1 基本情報	4
1・2 授業科目と卒業要件	5
1・3 履修について	8
1・4 交通途絶・気象警報発令の場合の休講	9
1・5 学科試験について	13
1・6 成績評価について	15
1・7 遠隔授業についての注意事項	17
1・8 転学部制度について	17
1・9 秋季卒業について	17
1・10 早期卒業（3年次卒業）について	17
1・11 その他	18
第2 履修の指針	20
2・1 全学共通科目	20
2・2 PBL 演習Ⅰ・Ⅱ（必修科目）	23
2・3 研究演習Ⅰ・Ⅱ（必修科目）	23
2・4 卒業研究（必修科目）	23
2・5 専門基礎科目・専門教育科目	23
2・6 他学部の授業科目	24
2・7 他大学の授業科目	24
2・8 副専攻プログラム	24
2・9 社会情報科学部の卒業要件（まとめ）	24
2・10 履修モデル	25
第3 学則・学部規程等	27
1. 学則	27
2. 学部規程	38
3. 早期卒業に関する規程	50
4. G P A 制度要綱	52
5. 成績に対する確認及び不服申立てに関する要綱	55
6. 定期試験を受験できない者に対する処置規程	58
7. 試験の不正行為に対する処置規程	59
8. 副専攻規程	61
9. 他大学等における授業科目の履修規程	62
〔巻末資料〕構内配置図	63

はじめに

この「履修の手引」は、学生諸君が社会情報科学部において学習する上で必要な基本的考え方、及び、履修に際して理解しておくべき内容について説明しています。

大学では、主体的な学習意欲と適切な学習方針に基づいて学習することが必要ですので、充実した学生生活を過ごすためにも、履修の方法や手続きについて正確に理解するようにして下さい。特に、卒業に必要な要件、履修すべき科目と単位数、及び履修すべき年次等について、その内容を十分理解して、各自の将来の進路に対する志望や特性に応じた履修計画を立てるようにして下さい。

本学部では、学生諸君の能力を発展させ、活力ある大学生活を送れるようにするために教職員が協力して指導・助言・説明をしていきますので、履修や学習等に関して疑問があれば、担当教員、教務委員、学務課に質問して下さい。

なお、本冊子は、学生諸君が入学してから卒業までに必要な事項について指針となるものですので、卒業するまで手元において必要に応じて参考するようにして下さい。

また、学務課からのお知らせは原則、掲示（教育棟 I の 1 階）で行いますので、掲示を毎日見るよう心がけて下さい。あわせて、Web サービス学生支援システム「UNIVERSAL PASSPORT（ユニバーサルパスポート）」を随時確認するようにして下さい。

兵庫県立大学社会情報科学部

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

[大学]

知識・技能

1. 人間に対する深い洞察と幅広い教養を有し、学士として専門知識を有している
2. 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地域社会や国際社会の諸課題を認識・理解している
3. 語学力を活用したコミュニケーション・プレゼンテーション能力を有している
4. 統計処理やICTを用いて情報収集・分析し、適切かつ効果的に活用ができる

思考力・判断力・表現力

5. 必要な情報を収集・分析・活用し、論理的思考、批判的思考、創造的思考を用いて問題を解決することができる能力を有している

主体性・多様性・協調性

6. 自己のキャリア形成を主体的・持続的に実現する姿勢を持つとともに、倫理観、コンプライアンス意識を有し、自らを律して行動できる
7. 自己の考えを明確に表現し、相手の立場も理解できる高度なコミュニケーション力を有し、リーダーシップを発揮したり他者と協調・協働したりして行動できる

創造的思考力・課題解決力

8. 公共の精神と創造的思考力を有し、社会の諸課題に関心を持ち、グローカルな視点に立って課題解決に主体的に取り組むことができる

[社会情報科学部]

下記の能力を身につけた学生に学位を授与する

- ・情報科学およびデータ分析の専門知識を身につけている
- ・組織や社会における諸問題を客観的にとらえ、問題解決に向けて論理的に考える能力を身につけている
- ・データを扱い分析するための専門知識とスキルを修得し、情報倫理をわきまえて利活用する能力を身につけている
- ・チームによる効果的な問題解決を行うためのコミュニケーション能力を身につけ、リーダーシップを発揮することができる

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

[大学]

1 全学共通教育

主として1年次を対象に、東地区、西地区の各共通キャンパスで以下の共通教育科目を設置する。

1. 大学における主体的な学修や生活の基本的態度、自己のキャリア形成に向け生涯学び続ける姿勢を身に付けるため、「基礎ゼミナール」及び「キャリア形成支援科目」からなる自主自律支援科目を設置する
2. 語学力や統計・情報の基礎力などの大学での学修に必要な基本スキルを身に付けるため、「英語」、「外国語」及び「統計・情報」からなるグローバル化時代のアカデミックスキル科目を設置する
3. 幅広い教養や豊かな人間性を養い、社会における様々な課題への関心と課題探究力を高めるため、「人間性基盤教育科目」及び「ひょうご県大特色科目」からなる教養教育科目を設置する
4. 各学部の専門基礎科目の中から学生が自分の専攻以外の授業も選択して履修するための他専攻科目を設置する

2 学部専門教育

学士課程における専門教育カリキュラムを学部学科、または専攻コースごとに編成する。

1. 専門教育科目の理解に備えるため、各学部に、専門教育への導入部としての専門基礎科目、または専門教育と共に共通教育を媒介する専門関連科目を設ける
2. 深い学識を涵養し、専門的技能や能力を育成するため、専門教育科目を設ける
3. 専門知識の修得を確実にし、論理的思考力や創造的思考力を育成するため、卒業研究を目的とする専門演習を設ける

3 特別教育プログラム（副専攻）

地域課題の探究と対応、グローバル社会への対応、災害等リスクへの対応をテーマとし、学部の枠を超えて選抜した有志学生を対象とする全学横断の特別教育プログラムを設置する。

要件を満たすものは副専攻として認定する。

1. 五国豊穣プログラム（副専攻）
2. コミュニティ・プランナープログラム
3. グローバルリーダー教育プログラム（副専攻（国際キャリアコースを除く））
4. 防災教育ユニット（特別専攻のみ副専攻）

[社会情報科学部]

- ・専門教育では、専門基礎科目と専門教育科目を配置し、段階的な学習を可能にする
- ・専門基礎科目として、数学、データ分析、情報科学の基盤科目を配置し、講義・演習形式による教育を行うことによって、基礎的知識・技能の定着を図る。さらに、経済、経営の概論科目を配置し、現代社会における経済現象、企業・組織の経営に関する基本的な考え方を身につける
- ・専門教育科目として、情報科学関連、データ分析関連、意思決定関連、社会関連基本・発展の科目群を配置し、社会情報科学の専門性を高める教育を実施する
- ・演習科目を各年次・各セメスターに配置し、社会における諸問題に挑む柔軟な思考力と問題解決能力を養成する
- ・履修科目の単位認定にあたっては、科目の性質に応じて試験、課題への取り組み、授業貢献度などを適切に組み合わせて評価し、その基準は開講に際して明示する

第1 履修の手引

1・1 基本情報

1・1・1 学期（セメスター制、2学期制）

本学では、学年を次の2学期に分けています。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

授業は各学期とも15週行われます。それぞれの学期で授業と試験を完結させますが、一部の授業は通年で行われます。

1・1・2 授業時間

時限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
時間	9:00～ 10:30	10:40～ 12:10	13:00～ 14:30	14:40～ 16:10	16:20～ 17:50	18:00～ 19:30

1・1・3 年間スケジュールの概要、学年暦

年間スケジュールの概要是次の通りです。

前期	後期
4月1日～4月上旬 春季休業	10月上旬 授業開始
4月上旬 入学宣誓式 授業開始	10月上旬～中旬 履修登録期間 (11月中旬) (履修取消期間)
4月上旬～中旬 履修登録期間	12月下旬～翌年1月上旬 冬季休業
5月18日 開学記念日 (5月下旬) (履修取消期間)	3月下旬 学位記授与式
8月上旬～9月末 夏季休業	

学年暦（授業期間、休業日、行事予定等を示すもの）は、各年の4月に発表されます。

1・1・4 時間割表とシラバス

時間割表は毎年4月にUNIVERSAL PASSPORT上に掲示されます。授業科目名、担当者名、教室等が掲載されています。また、変更（教室の変更、授業科目の追加開講等）がある場合は別途掲示されますので、確認するようにして下さい。

シラバスとは、各授業科目の詳細な授業計画であり、担当教員名、講義目的・到達目標、授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記されています。シラバスはWeb（大学ホームページ、UNIVERSAL PASSPORT）で閲覧することができます。

1・1・5 休講

休講については、UNIVERSAL PASSPORT の「休講補講情報」、及び、教育棟 I の 1 階にある休講掲示板に掲示します。授業開始後 30 分経過しても何ら連絡がない場合は、学務課に問い合わせて下さい。また、交通途絶・気象警報発令の場合の休講を 1・4 のとおり定めています。

1・2 授業科目と卒業要件

本学を卒業するためには原則 4 年以上在学し、大学が開講し、学部が指定する科目の中から一定の単位を修得しなければなりません。そのため、自分で履修する科目を決め、授業計画を立てることが必要です。

卒業に必要な単位は表 1 (7 ページ) のとおりです。

さらに、地域課題の探究と対応、グローバル社会への対応、災害等リスクへの対応をテーマとし、学部の枠を超えて選抜した有志学生を対象とする全学横断の副専攻を設置しています。これは、主専攻（所属学部の専攻）以外にも学びの機会を拡げるため設けられているものです。詳細は、別冊「副専攻履修の手引」を参照して下さい。

1・2・1 授業科目の基本的な考え方

カリキュラム・ポリシー（2 ページ）に基づいて、授業科目を「全学共通科目」「専門基礎科目」「専門教育科目」の 3 つから構成し、くさび形の履修体系を基本に、それぞれを有機的に結びつけて展開する柔軟な教育カリキュラムを設定しています。

全学共通教育については、1 年次の間、神戸商科キャンパスと姫路工学キャンパスの 2ヶ所に集約して実施するほか、キャンパスが分散している状況からオンライン方式の遠隔授業を導入し、他キャンパスで開講される科目の履修を可能としています。

1・2・2 単位

各授業科目は、45 時間の学修を必要とする内容をもって 1 単位とすることを標準としています。よって、2 単位の授業科目は 90 時間の学修内容が標準となります。本学部では、原則として 15 回の授業を受講し試験に合格した場合、2 単位が与えられます。1 回の授業を 2 時間相当としていますので、授業時間 30 時間（2 時間 × 15 回）に加えて 60 時間の自習を行うことを前提としています。

ただし、英語コミュニケーション科目、健康・スポーツ科学演習等は 1 単位の科目がほとんどですので気をつけて下さい。

1・2・3 集中講義科目

各授業科目は、毎週 1 回、開講するのを原則としていますが、授業の特性等により、休業期間中、集中的に開講されるものがあります。

1・2・4 必修科目・選択必修科目・選択科目

必修科目とは、卒業するためには必ず単位を修得しなければならない科目です。選択必修科目とは、決められた科目の中から所定の単位数を修得しなければならない科目です。選択科目とは、自分で選択して履修することができる科目です。

1・2・5 配当年次

各授業科目には配当年次が与えられており、この学年から履修できることを示しています。例えば、2年次配当科目を1年次生が履修することはできず、2年次生以降が履修できます。また、1年次配当の必修科目を1年次に不合格となった場合、次学期または2年次以降に再履修します。

1・2・6 先修条件

PBL 演習Ⅱを履修するためには PBL 演習Ⅰ 及びデータ分析演習の単位を修得しなければなりません。

また、卒業研究を履修するためには基礎演習、PBL 演習Ⅱ、研究演習Ⅰ、研究演習Ⅱの単位を修得しなければなりません。

このほか、授業科目によっては、決められた科目の履修を前提とし、シラバスにその旨記載されている場合があります。

[表1 社会情報科学部卒業要件]

表1 社会情報科学部 卒業要件

授業科目と必要単位数				
全学共通科目	自主自律支援科目	基礎演習 キャリア形成支援科目	必修 選択(※)	
	グローバル化時代のアカデミックスキル	英語	基礎演習	
			Reading and Discussion 1・2(各1単位) 2 Listening and Speaking 1・2(各1単位) 2 6 Writing 1・2(各1単位) 2	
			TOEIC English 1・2(各1単位) TOEFL English 1・2(各1単位) Business English 1・2(各1単位) 2 2 Presenting Japan to the World 1・2(各1単位) のうちから1科目群2単位	
	外国語	選択(※)	TOEIC English 1・2(各1単位) (中国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、韓国・朝鮮語、日本語・日本文化)	
			Presenting Japan to the World 1・2(各1単位) のうちから1科目群2単位	
	統計・情報	必修	データサイエンス入門 2 4 情報科学概論 2	
	教養教育科目	人間性の基盤 教育科目 注:人と健康は選択(※)	人と文化 2 人と社会 2 6 人と自然 2 人と健康 2	
		ひょうご県大特色科目	地域課題探究科目 グローバル教育科目 防災教育科目 } 3科目群のうち2科目群から4単位以上 4	
	他専攻科目	選択(※)		
選択(※)、必要単位数を超えて修得した選択科目の合計単位			4	
小計			28	
専門基礎科目	必修	社会情報科学概論 2 社会情報科学のための数学 2 微積分 I 2 線形代数 I 2 確率・統計 2 データ構造とアルゴリズム 2	プログラミング I 2 プログラミング II 2 経営データ概論 2 22 経済データ概論 2 情報倫理と法 2	
		情報技術の最前線 2 人工知能 2	データマイニング 2 8 機械学習 2	
専門教科目	必修	データ分析の最前線 2 データ分析演習 2	社会データ分析 2 8 政策データ分析 2	
	選択必修			
専門教科目	必修	意思決定関連科目	4	
		必修	4	
	選択必修	数理モデリング 2 オペレーションズ・リサーチ 2 4	2	
専門教科目	選択必修		4	
	選択必修		4	
専門教科目	選択必修		4	
	選択必修		4	
専門教科目	必修	PBL演習 I PBL演習 II 研究演習 I 研究演習 II 卒業研究	2 2 2 2 4	
必要単位数を超えて修得した選択必修科目の合計単位			20	
小計			96	
卒業必要単位数			124	

注1: 「選択(※)」は、必要単位数が設定されていない選択科目。 注2: 1単位又は2単位の特殊講義を開くことがある。

1・3 履修について

1・3・1 履修登録（Web 登録）

履修登録は、授業を受け各科目的試験を受ける資格を得るための基礎となるもので、各学期のはじめに履修する授業科目を決定し、所定の期間内に PC やスマートフォンを使って、Web 上（UNIVERSAL PASSPORT）で登録しなければなりません。

1・3・2 履修登録期間

履修登録の期間等については、各学期のはじめに掲示します。

- (1) 履修登録を所定の期間内に行わない場合、当該学期の受講を放棄したものとみなします。したがって、試験を受けることができないとともに単位を修得することもできません。
- (2) 所定の手続きを経て登録した授業科目以外は受講できないとともに試験を受けることができません。
- (3) 登録期間を過ぎると、履修登録を行った授業科目の変更はできません。ただし、前期は5月下旬、後期は11月中旬の1週間程度を履修取消期間とし、履修の継続が難しいと思われる科目（ただし必修科目を除く）の履修登録を取り消すことができます。この期間については、各学期のはじめに掲示します（履修を取り消すとGPA の対象にはなりません。GPAについては1・6を参照して下さい）。
- (4) 同一时限に開講されている授業科目は、重複して登録できません（隔週講義等、一部、例外除く。）。
- (5) 既に単位を修得した授業科目は、再び登録することはできません。

1・3・3 履修単位数の上限（CAP 制）

CAP制度とは、単位制度を実質化し、学修すべき授業科目を精選することで十分な学修時間を確保し、授業内容を深く身につけることを目的として、学生が履修科目として登録ができる単位数の上限を定め、各年次にわたって適切に授業科目を履修してもらうために導入するものです。

各学期において履修科目の登録を行うことのできる単位数は、24 単位以内です。なお、4回生以上の学生は、指導教員の履修指導を受けた上で登録します。また、健康・スポーツ科学演習1・2、別途、学務課窓口での申請により履修を許可された科目（夏季（冬季）休業期間中に開講する集中講義、語学研修、単位互換科目など）及び卒業所要単位に算入されない授業科目はこの単位数に含まれません。さらに、2年次及び3年次生であって、前学期において、履修上限の対象授業科目を 20 単位以上修得かつ学期GPAが 3.5 以上である場合、28 単位まで履修することができます。なお、24 単位を超える分の登録については、別途、学務課での手続きが必要です。

1・3・4 他学部の授業科目の履修手続

- (1) 本学部では、他学部の授業科目の履修ができます。国際商経学部経済学コース及び経営学コースの授業科目（当該コース学生のみが履修できる授業科目を除く。）は自由に履修することができますが、その他の授業科目の履修を希望する場合は、掲示され

る他学部の時間割、シラバスで履修を希望する科目を確認したうえ、所定の期間内に学務課に「他学部授業科目履修許可願」を提出しなければなりません。

- (2) 提出期間については、通常の履修登録の前に行うこととし、詳しい期間等については各学期のはじめに掲示します。

1・3・5 入学前の既修得単位の認定について

本学に入学する前に、本学または他の大学、短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定を希望する学生は、入学した年の4月末までに「既修得単位認定願」を学務課に提出しなければなりません。これには、認定を受けようとする科目が修得済みであることを証明する書類(成績証明書)と、その科目のシラバス(コピーでも可。その場合は提出するコピーに「原本と相違ありません」と記入の上、本人の署名・捺印が必要です。)を添付してください。

1・3・6 履修登録上の一般的注意事項

- (1) クラス指定のある授業科目及びあらかじめ申込みをして指導教員の決定している演習については、その決定した指導教員のクラスを登録して下さい。
- (2) 再履修について
- ア 不合格になった授業科目について、単位を修得しようとする場合は、改めて、履修、受験しなければなりません。
- イ 英語コア科目・情報関連科目
英語コア科目・情報処理基礎が不合格になった場合は、改めて指定するクラスで、その科目を履修しなければなりません。
- ウ イ以外の科目についてクラスの指定がある場合は、原則として指定されたクラスで履修して下さい。

1・3・7 履修の取消

前期は5月下旬、後期は11月中旬の1週間程度を履修取消期間とし、履修の継続が難しいと思われる授業科目の履修登録を取り消すことを認める(ただし必修科目を除く)ので、掲示等に注意して下さい。

1・4 交通途絶・気象警報発令の場合の休講

1・4・1 対面授業の休講

(1) 交通途絶の場合

ア 基準時間

	交通途絶の状況	授業の取り扱い
(ア)	午前7時までに解決	1時限目から授業(通常どおり)
(イ)	午前7時現在継続し、午前11時までに解決	午前中休講となり、3時限目から授業
(ウ)	午前11時を過ぎても解決しない	午後休講

(エ)	交通途絶が授業開始後に発生した場合	原則として、その時限の授業は平常どおり実施し、次の時限以降の授業は上記(イ)から(ウ)のとおり。
-----	-------------------	--

イ 休講に係る交通途絶の要件

(ア) 神戸商科キャンパス

神戸市営地下鉄が不通の場合又は大阪－姫路間で次のいずれかに該当する場合

- ① JR線、阪急電鉄及び阪神電鉄が共に不通の場合
- ② JR線、山陽電鉄が共に不通の場合
- ③ JR線、神戸高速鉄道が共に不通の場合

(イ) 神戸情報科学キャンパス

ポートライナーが不通の場合又は大阪－姫路間で次のいずれかに該当する場合

- ① JR線、阪急電鉄及び阪神電鉄が共に不通の場合
- ② JR線、山陽電鉄が共に不通の場合
- ③ JR線、神戸高速鉄道及び神戸市営地下鉄が共に不通の場合

(ウ) 明石看護キャンパス

大阪－姫路間で次のいずれかに該当する場合

- ① JR線、阪急電鉄及び阪神電鉄が共に不通の場合
- ② JR線、山陽電鉄が共に不通の場合

(エ) 姫路工学キャンパス、姫路環境人間キャンパス

次のいずれかに該当する場合

- ① 神姫バスが不通の場合

- ② JR山陽本線及び山陽電鉄の各姫路駅を含む区間が共に不通の場合

(オ) 播磨理学キャンパス

次のいずれかに該当する場合

- ① 神姫バスが不通の場合

- ② JR線（大阪～岡山間）が不通の場合

(カ) 淡路緑環境キャンパス

次のいずれかに該当する場合

- ① 明石海峡大橋（本州四国連絡道路）が不通の場合

- ② JR線、山陽電鉄が共に不通の場合

- ③ 淡路ジェノバライン、淡路交通バス、神姫バス、山陽バス、本四海峡バス、JRバスが共に不通の場合

(キ) 豊岡ジオ・コウノトリキャンパス

次に該当する場合

- ① 全但バス（豊岡駅～キャンパス間）が不通の場合

(ク) 神戸防災キャンパス

大阪－姫路間で次のいずれかに該当する場合

- ① JR線、阪急電鉄及び阪神電鉄が共に不通の場合

- ② JR線、山陽電鉄が共に不通の場合

③ J R 線、神戸高速鉄道及び神戸市営地下鉄が共に不通の場合

(2) 気象警報発令の場合

ア 種類

神戸地方気象台が発令する気象警報とし、以下の7種類を対象とします。

<対象とする気象警報>

【警 報】「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」

【特別警報】「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」

「大雪特別警報」

※大雨警報は対象ではないので注意してください。

イ 休講に係る警報発令対象地域

[神戸商科キャンパス・神戸情報科学キャンパス・神戸防災キャンパス]

神戸市

[その他のキャンパス]

明石看護キャンパス

明石市又は神戸市

姫路工学キャンパス・姫路環境人間キャンパス

姫路市

播磨理学キャンパス

姫路市、相生市、赤穂市、たつの市、太子町、上郡町のうち、いずれかの市町

淡路緑景観キャンパス

淡路市

豊岡ジオ・コウノトリキャンパス

豊岡市

ウ 基準時間

【前日判断】

判 断 目 安	翌日の通勤・通学状況	翌日の授業の取扱
午 後 5 時 ま で	気象警報の発令や気象予測などに基づく公共交通機関の計画運休が発表されるなど、翌日の通勤・通学が困難であると判断できる場合	以下の取扱いのいずれかを判断 A : 【当日判断】の条件を適用する B : 原則、終日オンライン授業に切り替えて実施（注記）

（注記）

- ・実習、実験科目などオンラインでの実施が困難な授業科目は、オンライン授業に切り替えずに休講とする場合があります。

- ・居住地域の気象状況や通信施設の被災等による通信不能、自宅から避難所等へ避難したなどの事情によりオンライン授業が受講できなかった場合は、教員に相談してください。

【当日判断】

区分	発令状況	授業の取扱
(ア)	午前 7 時までに解除	1 時限目から授業（通常どおり）
(イ)	午前 7 時現在発令中で、 午前 11 時までに解除	午前中休講となり、3 時限目から授業
(ウ)	午前 11 時を過ぎても解除されない	午後休講
(エ)	授業開始後に発令された場合	原則として、その時限の授業は平常どおり実施し、次の時限以降の授業は上記(イ)から(ウ)のとおり。 ただし、当該授業の継続が困難な場合は、各キャンパスの判断で授業を即座に中止することができる。

(3) その他

①集中講義における取扱

- ・交通途絶、気象警報発令時とともに、前記 1 (1) (2) と同様の取扱いとする。
- ・翌日以降の日程については、教員が学生及びキャンパス経営部と協議する。また、異なるキャンパスの教室間を繋ぐ遠隔授業の場合は、キャンパス経営部間でも協議し、必要に応じて大学本部事務局とも調整する。

②定期試験における取扱

- ・交通途絶時は基本的に上記対応表と同様とする。
- ・気象警報発令時は以下のとおりとする。

区分	発令状況	授業の取扱
(ア)	午前 7 時までに解除	1 時限目から試験（通常どおり）
(イ)	午前 7 時現在発令中で、 午前 11 時までに解除	1・2 時限は中止、3 時限以降は実施
(ウ)	午前 11 時を過ぎても解除されない	3 時限以降も中止

(エ)	試験開始後に発令された場合	原則として、その時限の試験は平常どおり実施し、次の時限以降の試験は上記(イ)から(ウ)のとおり。 ただし、当該試験の継続が困難な場合は、各キャンパスの判断で試験を即座に中止することができる。
-----	---------------	--

- ・(ア)から(エ)に該当しない場合であっても、定時に実施することにより、複数の学生に対し著しく不利益が生じると予測される場合は、各キャンパスの判断により、開始時間の繰り下げ、試験の延期等の措置を講じる場合がある。また、遠隔授業の場合は、他キャンパスの状況も考慮し措置を講じる。
- ③異なるキャンパスの教室間を繋ぐ遠隔授業については、発信側と受信側のいずれかのキャンパスが休講となった場合には、原則、いずれのキャンパスも休講とする。必ずキャンパスに確認すること。
- ④気象警報発令による休講の取扱いについては、対象外の警報であっても、「生命・身体に危険が生じる恐れがある」とキャンパスが判断した場合は、休講又はオンライン授業への切り替え措置を講じることがある。
- ⑤上記の事情にかかわらず、キャンパス全体の授業実施に大きな支障をきたす恐れがあるとキャンパスが判断した場合は、休講又はオンライン授業への切り替えの措置を講じことがある。

1・4・2 対面授業によらない授業の休講

オンライン配信やオンデマンド配信など、対面形態によらない授業における交通途絶、気象警報発令が発令された場合の取扱いを下記のとおりとします。

(1) オンライン配信による授業

原則、休講となる場合は以下のとおりです。

- ・教員が移動中に交通途絶が発生し授業開始時間から 30 分以内に配信できない場合
 - ・気象警報による公共交通機関の計画運休や自治体からの避難指示等により、教員が授業開始時間から 30 分以内に配信できない場合
- なお、居住地域の気象状況や通信施設の被災等による通信不能などにより、オンライン配信を視聴できなかった場合は、教員に相談してください。

(2) 録画配信や課題等による授業

原則、授業を実施します。

1・5 学科試験について

学科試験は、定期試験、期間外試験、追試験に分類でき、成績評価の基礎となるものです。

(1) 定期試験

ア 定期試験は学期末に実施され、前期試験は7月下旬に、後期試験は2月上旬に行います。

イ 試験時間割表は、前期は7月上旬に、後期は1月上旬に掲示します。

ウ 試験時間は、1時限を80分とし、その時間帯は次のとおりです。

通常の授業時間とは異なっていますので注意して下さい。

時限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
時間	9:10～ 10:30	10:50～ 12:10	13:10～ 14:30	14:50～ 16:10	16:30～ 17:50	18:10～ 19:30

エ 受験上の留意事項

(ア) 試験開始10分前(チャイムにより合図)から入口で学生証を提示し、入場する。

(イ) 事前に掲示する配席図により指定された番号の席に着席する。

(ウ) 学生証は机の通路側に置くこと。

(エ) 受験に必要なもの以外のものはすべて試験開始前にかばんに入れ床におき、机の中には入れないこと。

(オ) 携帯電話(スマートフォンを含む)は電源を切りかばんに入れ床におくこと。

(カ) 答案用紙には、着席番号、受験科目、学籍番号、氏名等を必ず記入すること。
無記名の答案は無効となります。

(キ) 試験開始後30分を経過した場合は、入場できません。

(ク) 試験開始後40分を経過しなければ、退場できません。

(ケ) 答案は、監督者の指示に従い所定の箱に入れる等の方法により必ず提出すること。持ち帰ってはなりません。

(コ) 学生証を忘れた場合は、学務課で「仮身分証明書」の発行を求める。なお、仮身分証明書の発行は、前後期を通じて原則1回限りです。

(サ) 試験の不正行為とは、次のいずれかに該当する行為とします。

ア 使用を許されない書籍、ノート、紙片、その他電子機器等を見ること。

イ 携帯電話を使用すること。

ウ 他の人の答案をのぞきみること、または故意にそれを許すこと。

エ 私語をすること。

オ その他社会通念上受験者として正当でないと思われる行為をすること。

(シ) 不正行為があった場合は、当該試験の学期の全科目及び通年の全科目的単位を無効とします。また、この場合において、関係教授会等での審議の結果、必要と認められた場合は、その氏名を公表することがあります。さらに、特に悪質な不正行為に対しては、懲戒することができます。不正行為がないように十分留意して下さい。

(ス) その他留意事項は、試験前に掲示します。

(2) 期間外試験

期間外試験は、定期試験の期間以外の時期に行う試験をいい、担当教員が適宜実施します。

(3) 定期試験を受験できない者に対する処置

ア やむを得ない事由により所定の期日に定期試験を受けることができない者は、「試験欠席承認願」を提出し、適宜の方法により成績評価を受けることができます。やむを得ない事由については、次の(ア)から(オ)までに準ずる事由に該当するものとします。

(ア) 病気

(イ) 災害及び不慮の事故

(ウ) 父母、配偶者又は子の死亡

(エ) 兄弟姉妹又は祖父母の死亡

(オ) その他前各号に準ずる事由

イ 「試験欠席承認願」を提出する場合は、原則として、定期試験開始までに学務課に連絡し、その後速やかに提出して下さい。その場合、病気の場合にあっては医師の診断書、その他の場合にあっては、その事由を証明する書類を提出する必要があります。

ウ 試験欠席の承認や適宜の方法については、別途通知します。

(4) 履修登録を行った科目以外の科目は、試験を受けることができません。

(5) 既に単位を修得した科目は、受験できません。

(6) レポートについて

ア 授業科目によっては、レポートは試験と同様、成績評価の手段として行われます。

イ レポートは、所定の期間内に提出しなければなりません。

ウ レポート作成上、原則として留意すべき事項

(ア) 横書きとし、表紙は様式1（19ページ参照）の記載例により科目名、担当教員名、題目、所属学部、所属学科、入学年度、学籍番号、氏名を記入すること。

(イ) レポート用紙の左上の部分をホッチキスでとめること。

エ 担当教員から別の指示がある場合は、それに従うこと。

1・6 成績評価について

(1) 学業成績は、定期試験または期間外試験、レポート、実技テスト等の結果に基づき100点法によって評価し、60点以上を合格として単位を与えます。

(2) 評点と評語の関係は、次のとおりです。

評語	区分	評価の基準
S	90点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80点以上 90点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績

B	70点以上 80点未満	到達目標を達成できている成績
C	60点以上 70点未満	到達目標を最低限達成できている成績
D	60点未満	不合格

(3) 成績は、翌学期はじめにUNIVERSAL PASSPORT上で公開します。

(4) 成績公開日は別に掲示します。

(5) 成績評価に対する不服申出制度

本学では、学生が、自らの成績評価に関して不服がある場合、成績発表後（成績素点表、単位取得一覧表配付後）7日以内に、担当教員に成績確認を依頼することができます。（ただし、卒業判定に関わる場合及び3月1日以降に開示された場合は3日以内）。

この確認を行った結果、納得できなかった時は、次の場合に限り不服申し立てをすることができます（担当教員から回答を受け取った日から3日以内）。

(ア) 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われる事案。

(イ) シラバスや授業時間内での指示等により周知されている成績評価の方法から明らかに逸脱した評価であると思われる事案。

(ウ) 担当教員から十分な説明等の対応がなかった事案。

(6) G P A制度

本学では、学修の状況及び結果を明確化することにより、学習意欲を高め、学期ごとの学修及び学習指導に役立てるとともに、厳格な成績評価を推進し、学びの質を向上させることを目的に、G P A制度を導入しています。

G P Aとはグレード・ポイント・アベレージの略で、学業成績の評語を数値化し、その平均点を算出したもので、次の通り取り扱います。

(ア) 各授業科目の成績評価に基づき、下表の通りグレード・ポイント（G P）が与えられます。

評語	S	A	B	C	D
G P	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0

(イ) G P Aの対象科目は、5段階評語又は素点によって成績認定される授業科目であって、卒業要件に算入できる授業科目です。G P Aの算出方法は、次の計算式によるものとし、小数点以下第3位を切り捨てます。

$$\text{学期G P A} = \frac{\text{(当該学期に評価を受けた卒業要件となる授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数)} \text{の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

$$\text{学年G P A} = \frac{\text{(当該学年に評価を受けた卒業要件となる授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数)} \text{の合計}}{\text{当該学年に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

$$\text{通算G P A} = \frac{\text{(在学全期間に評価を受けた卒業要件となる授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数)} \text{の合計}}{\text{在学全期間に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

(ウ) 履修取消制度について

前期は5月下旬、後期は11月中旬の1週間程度を履修取消期間とし、履修の継続が難しいと思われる科目（ただし必修科目を除く）の履修登録を取り消すことを認めていますので、掲示等に注意して下さい。

履修取消を怠ると、履修放棄とみなし、「D」扱いとなるので注意して下さい。

1・7 遠隔授業についての注意事項

遠隔授業は、複数のキャンパスにおいて同時に実施するため、受信教室と発信教室のいずれかにおいて、気象警報等により遠隔授業が実施できない場合は、学生間の公平を図る観点から、発信教室及び受信教室ともに授業を中止（又は休講）します。交通途絶及び気象に関する警報が発令された場合の休講措置は、1・4を確認して下さい。

1・8 転学部制度について

本学では、一定の要件を満たせば転学部をすることができます。転学部を希望する者は、学務課に問い合わせて下さい。

1・9 秋季卒業について

- (1) 4年以上在学し、前期の終了時に卒業の要件を満たす者は、9月末に卒業（秋季卒業）することができます。
- (2) 秋季卒業を希望する者は、所定の期間内に学務課に「秋季卒業願」を提出しなければなりません。提出しない場合は、自動的に翌年3月の卒業となります。
- (3) 秋季卒業の受付については、4月中旬に詳細を掲示します。

1・10 早期卒業（3年次卒業）について

社会情報科学部では、成績優秀な学生を対象として、3年次終了時に卒業できる早期卒業制度を実施しています。

- (1) 早期卒業するためには次の条件をすべて満たす必要があります。
 - ・3年次終了時点において、本学部の定める卒業所要単位をすべて修得していること。
 - ・3年次終了時点において、兵庫県立大学GPA制度要綱第5条第3項に規定する計算式により求められた通算GPA（以下「通算GPA」という。）が3.4以上であること。
 - ・卒業研究を履修した上で卒業論文を作成し、審査に合格していること。
 - ・本学の大学院又は専門職大学院への進学を希望し、当該大学院の入学試験に合格しているだけでなく、入学手続を完了していること。
 - ・本学部の早期卒業判定審査委員会による面接審査を受け、合格していること。
 - ・2年次終了時点において、早期卒業候補者の認定を受けていること。
- (2) 早期卒業候補者となるためには、次の条件をすべて満たす必要があります。
 - ・2年次終了時点において、卒業所要単位のうち、88単位以上を修得していること。
 - ・2年次終了時点において、通算GPAが3.5以上であること。
 - ・2年次終了時点において、基礎演習及びPBL演習Ⅱの単位を修得していること。
- (3) 早期卒業に関するスケジュールは次の通りです。

	学 生	社会情報科学部
2年次2月	早期卒業候補者認定願の提出	早期卒業候補者認定願の受理
2年次3月		教授会

		早期卒業候補者認定可否の結果 通知
3年次 4月	履修登録（卒業研究を含む）	
3年次 9月	中間面接	
3年次 2月まで	卒業論文の提出	卒業論文の受理
	卒業論文審査	
3年次 3月	面接審査	
		卒業判定
	卒業	

(4) 早期卒業をするためには、特に計画的な学習が求められます。早期卒業願を提出するまでに、研究指導を希望する教員を訪問し、相談するようにして下さい。

1・11 その他

- (1) 学生に対する伝達事項は、特別の場合を除きすべて掲示します。
- (2) 学生の問い合わせや照会には学務課窓口で対応します。

〇〇〇論（担当：〇〇〇〇教授）

□□□□□

社会情報科学部社会情報科学科
2000年度入学
JBOOSOOO
兵庫 太郎
2000年〇〇月〇〇日提出

第2 履修の指針

以下では、卒業に必要な履修科目と必要単位について説明します。

2・1 全学共通科目

全学共通科目は、「自主自律支援科目」、「グローバル化時代のアカデミックスキル科目」、「教養教育科目」及び「他専攻科目」から構成されています。

① 自主自律支援科目

基礎ゼミナールとキャリア形成支援科目から構成され、学生が大学における主体的な学修や生活の基本的態度、自己のキャリア形成に向け生涯学び続ける姿勢を身につけることを目的としています。

② グローバル化時代のアカデミックスキル科目

学生が大学での学修に必要な基本スキルを初年次に身につけることを目的として、英語、外国語、統計・情報を開講しています。

ア 英語

英語コミュニケーション能力を養成するため、オーラル・コミュニケーション、リスニング、リーディング、ライティングの4スキルの総合的向上を図る英語コア科目（必修）や、さらなるスキルアップを図るために選択英語科目を開講しています。

イ 外国語

グローバル化社会において活動領域を広げ、社会性の涵養に役立つ実践的コミュニケーション能力の育成と異文化理解を深めることを目的として、外国語を開講しています。

ウ 統計・情報

データサイエンスの基礎力を身につけ、多様な情報を収集・分析して、モラルに則って効果的に活用できることを目的として、情報倫理、コンピュータの基本操作、データ解析などを学ぶ科目を開講しています。

③ 教養教育科目

教養教育科目は、「人間性の基盤教育科目」及び「ひょうご県大特色科目」から構成されています。

ア 人間性の基盤教育科目

学生が自己の存在を歴史・社会・自然と関連づけて理解し、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察ができるとともに、文化・社会・自然の諸科学を幅広く理解し、多元的なものの見方ができる素養・能力を身につけることを目的として、多彩な科目を開講しています。

イ ひょうご県大特色科目

学生が少子・高齢社会、グローバル経済社会、地球環境問題、防災・減災等の諸課題を身近な問題として捉え、課題解決に向けて学際的に考え、行動できる素養・能力

を身につけることを目的として、地域課題探究科目、グローバル教育科目、防災教育科目を開講しています。

④ 他専攻科目

総合大学としての利点を活かし、学生の多様な関心に応えるため、専門基礎（関連）科目、専門教育科目の中から、履修を薦めたい科目を精選し、学生が自らの専攻以外の科目を選択して履修する他専攻科目を開講しています。

2・1・1 全学共通科目に関する卒業に必要な単位数

卒業するためには、以下に述べる条件を満たして 28 単位以上を履修しなければなりません。

- ① 自主自律支援科目から基礎ゼミナール 2 単位
- ② 英語科目から英語コア科目を 6 単位
- ③ 英語科目から選択必修英語科目を 2 単位
- ④ 統計・情報科目からデータサイエンス入門を 2 単位、情報科学概論を 2 単位
- ⑤ 教養教育科目から 10 単位以上（内訳は以下のとおり。）
 - ・人間性の基盤教育科目 6 単位以上
(人と文化から 2 単位以上、人と社会から 2 単位以上、人と自然から 2 単位以上含む)
 - ・ひょうご県大特色科目 4 単位以上
(地域課題探究科目、グローバル教育科目、防災教育科目の 3 科目群のうち 2 科目群から合計 4 単位以上含む)
- ⑥ その他、全学共通科目に属する科目から 4 単位以上

①+②+③+④+⑤+⑥=28 単位以上になるので、①から⑥までのすべての条件を満たせば、卒業要件を充たすことになります。

ただし、すべての科目が毎年開講されるわけではなく、隔年開講の科目もあるので、注意して下さい。

2・1・2 自主自律支援科目 基礎演習（必修科目）

基礎演習は少人数のクラスに分かれ、大学における学習、研究の態度と習慣を養い、クラスの交流を深めることを目的として、入学時から半年間行うものです。卒業するために必ず修得しなければなりません。

2・1・3 自主自律支援科目 キャリア形成支援科目（選択科目）

学生のキャリア形成を支援する科目として以下の科目を開講します。修得した単位は、2・1・1 の⑥の部分として、卒業に必要な単位数に算入されます。

キャリアデザイン入門 2 単位

2・1・4 英語（必修科目）

英語コア科目として以下の必修科目があり、1 年次に履修します。

Reading and Discussion 1・2 (各 1 単位)

Listening and Speaking 1・2 (各 1 単位)

Writing 1・2

(各 1 単位)

これらの科目は、卒業するために必ず修得しなければなりません。

履修は、年度はじめに示されるクラス区分によって行います。

履修登録を行った科目が不合格になった場合の再履修については、「1・3 履修について」の履修登録上の一般的注意事項(2)（9 ページ）を参照して下さい。

2・1・5 英語（選択必修科目）

選択必修英語として以下の科目を開講しています。学生は、いずれか一種類を選択し、1・2 合わせて 2 単位を履修するものとします。

TOEIC English 1・2 (各 1 単位)

TOEFL English 1・2 (各 1 単位)

Business English 1・2 (各 1 単位)

Presenting Japan to the World 1・2 (各 1 単位)

2・1・6 外国語（選択科目）

外国語科目として、中国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、韓国・朝鮮語、日本語・日本文化を開講しています。なお、日本語・日本文化 1・2 は外国人留学生に限って履修を認めます。修得した単位は、2・1・1 の⑥の部分として、卒業に必要な単位数に算入されます。

2・1・7 統計・情報（必修科目）

情報関連の必修科目として以下の科目があり、1 年次に履修します。

データサイエンス入門 2 単位

情報科学概論 2 単位

これらの科目は、卒業するために必ず修得しなければなりません。

履修は、毎年度はじめに示されるクラス区分によって行います。履修登録を行った科目が不合格になった場合の再履修については、「1・3 履修について」の履修登録上の一般的注意事項(2)（9 ページ）を参照して下さい。

2・1・8 人間性の基盤教育科目 人と文化（選択科目）

人と文化から 2 単位以上修得しなければなりません。

2・1・9 人間性の基盤教育科目 人と社会（選択科目）

人と社会から 2 単位以上修得しなければなりません。

2・1・10 人間性の基盤教育科目 人と自然（選択科目）

人と自然から 2 単位以上修得しなければなりません。

2・1・11 人間性の基盤教育科目 人と健康（選択科目）

健康・スポーツ科学演習 1・2 を 1 年次に極力履修して下さい。

修得した単位は、2・1・1 の⑥の部分として卒業に必要な単位数に算入されます。

2・1・12 ひょうご県大特色科目（選択科目）

地域課題探究科目、グローバル教育科目、防災教育科目のうち2科目群から4単位以上修得しなければなりません。

2・1・13 他専攻科目

遠隔授業等により他学部が提供する他専攻科目を修得した場合の単位は、2・1・1 の⑥の部分として、卒業に必要な単位数に算入されます。

2・2 PBL 演習Ⅰ・Ⅱ（必修科目）

Iは1年次後期、IIは2年次後期に必ず履修しなければなりません。なお、IIを履修するためにはPBL演習I及びデータ分析演習の単位を修得しなければなりません。

2・3 研究演習Ⅰ・Ⅱ（必修科目）

Iは3年次前期、IIは3年次後期に必ず履修しなければなりません。研究演習のクラスは、担当教員の選考により決定します。

2・4 卒業研究（必修科目）

4年次の一年間にわたって必ず履修しなければなりません。なお、履修するためには基礎演習、PBL演習II、研究演習I、研究演習IIの単位を修得しなければなりません。

ただし、早期卒業候補者は、3年次に卒業研究を履修します。その場合でも、卒業研究を履修するためには基礎演習、PBL演習IIの単位を修得しなければなりません。

2・5 専門基礎科目・専門教育科目

ここでは、専門基礎科目・専門教育科目（演習を除く）の履修方法について説明します。以下の説明と併せて学則と学部規程の関連部分を参照して下さい。

専門基礎科目・専門教育科目（演習を除く）の卒業に必要な単位数

社会情報科学部卒業要件（表1）に示すように、専門教育科目（演習を除く）は、情報科学関連科目、データ分析関連科目、意思決定関連科目、社会関連基本科目、社会関連発展科目で構成されます。卒業するためには専門基礎科目を22単位、専門教育科目を62単位以上修得しなければなりませんが、これには以下の条件を満たさなければなりません。

(1) 専門基礎科目

必修科目を22単位修得。

(2) 専門教育科目

- ① 情報科学関連科目：必修科目を8単位修得。選択必修科目を8単位以上修得。
- ② データ分析関連科目：必修科目を8単位修得。選択必修科目を4単位以上修得。
- ③ 意思決定関連科目：必修科目を4単位修得。選択必修科目を2単位以上修得。
- ④ 社会関連基本科目：選択必修科目を4単位以上修得。
- ⑤ 社会関連発展科目：選択必修科目を4単位以上修得。
- ⑥ 選択必修の必要単位数を超えて修得した科目：20単位以上修得。

2・6 他学部の授業科目

国際商経学部経済学コース及び経営学コースの授業科目（当該コース学生のみが履修できる授業科目を除く。）は、学生の興味に応じて履修することができます。

国際商経学部経済学コース及び経営学コース以外の学部の授業科目の履修を希望する場合には、他学部授業科目履修許可願を学務課に提出して、当該学部長の許可があれば履修できます。

2・7 他大学の授業科目

社会情報科学部では、学生が海外体験や国際活動参加体験を行うことを奨励しています。

その中でも、兵庫県立大学と協定を結んで実施される以下のプログラムは、プログラムを修了して所定の手続をすれば、本学の単位として認定されます。

（1）海外交換留学（留学期間は半年または1年間）

交換留学先：国際交流機構で確認して下さい。

（2）海外語学演習（3週間から1ヶ月程度）

研修先：国際交流機構で確認して下さい。

2・8 副専攻プログラム

兵庫県立大学では、主専攻（所属学部の専攻）以外にも学びの機会を広げるため、副専攻を提供しています。詳しくは別冊「副専攻履修の手引」を参照して下さい。

2・9 社会情報科学部の卒業要件（まとめ）

最後に社会情報科学部の卒業要件を式で示して、これまでの履修の指針を復習します。

2・9・1 総単位

総単位は以下の数式のように、全学共通科目 28 単位、専門基礎科目 22 単位、専門教育科目 74 単位から構成され、合計 124 単位以上を修得して下さい。

$$\text{総単位 (124)} = \text{全学共通科目 (28)} + \text{専門基礎科目 (22)} + \text{専門教育科目 (74)}$$

2・9・2 全学共通科目

全学共通科目は、基礎演習 2 単位、英語コア科目 6 単位、選択必修英語科目 2 単位、統計・情報科目 4 単位、教養教育科目 10 単位、その他選択科目から構成され、合計 28 単位以上を修得して下さい。

$$\begin{aligned} \text{全学共通科目 (28)} &= \text{基礎演習 (2)} + \text{英語コア (6)} + \text{選択必修英語 (2)} \\ &\quad + \text{統計・情報 (4)} + \text{教養教育 (10)} + \text{その他選択 (4)} \end{aligned}$$

2・9・3 専門基礎科目

専門基礎科目は必修科目 22 単位を修得して下さい。

2・9・4 専門教育科目

専門教育科目は、情報科学関連科目 16 単位、データ分析関連科目 12 単位、意思決定関連科目 8 単位、社会関連基本科目 4 単位、社会関連発展科目 4 単位、演習科目 12 単位、必要単位数を超えて修得した科目 20 単位から構成され、合計 74 単位以上修得して下さい。

$$\begin{aligned} \text{専門教育科目(74)} &= \text{情報科学関連(16)} + \text{データ分析関連(12)} + \text{意思決定関連(6)} \\ &\quad + \text{社会関連基本(4)} + \text{社会関連発展(4)} + \text{演習(12)} \\ &\quad + \text{余分に修得した単位(20)} \end{aligned}$$

2・10 履修モデル

表 2 に履修モデルを示します。ただし、これはあくまでも一例であり、この通りに履修する必要はありません。自らの目的に沿って履修計画を作成して下さい。

〔表2 社会情報科学部履修モデル〕

				1年次	単位	2年次	単位	3年次	単位	4年次	単位	計	必要単位数
全学共通科目	自主自律支援科目	基礎演習 キャリア形成支援科目	必修 選択	基礎演習	2							2	2
		グローバル化時代のアカデミックスキル科目	英語	Reading and Discussion 1 Listening and Speaking 1 Writing 1 Reading and Discussion 2 Listening and Speaking 2 Writing 2	1 1 1 1 1 1						6	6	
	英語	必修 選択		TOEIC English 1 TOEIC English 2	1 1						2	2	
		外国语	選択	データサイエンス入門 情報科学概論	2 2						4	4	
	教養教育科目	統計・情報	必修 選択	心理学 経済学 統計学	2 2 2						2	2	
		人間性の基盤科目	人と文化 人と社会 人と自然	健康スポーツ科学演習1 健康スポーツ科学演習2	1 1	ヒューマンヘルスサイエンス	2				4		
	兵庫県大特色科目	人と健康	選択	ひょうご地域課題概論	2						2		
		地域課題探求科目	選択	現代の経営問題	2						2	4 (注1)	
	専門基礎科目			社会情報科学概論 社会情報科学のための数学 微積分 I 線形代数 I プログラミング I 確率・統計 経営データ概論	2 2 2 2 2 2 2	プログラミング II 情報倫理と法 データ構造とアルゴリズム 経済データ概論	2 2 2 2				22	22	
専門教育科目	情報科学関連科目			必修 選択	情報技術の最前線 人工知能 データマイニング	2 2 2	機械学習	2			8	8	
	データ分析関連科目			必修 選択	微積分 II 線形代数 II	2 2	情報アクセスシステム コンピュータネットワーク 情報セキュリティ ソフトウェア開発論	2 2 2 2			12	8	
	意思決定関連科目			必修 選択	データ分析の最前線 多変量解析 医療福祉情報論	2 2 2	社会データ分析 政策データ分析 データ可視化 地理情報システム 社会調査法	2 2 2 2			8	8	
	社会関連基本科目			必修 選択	数理モデリング オペレーションズ・リサーチ	2 2	統計的モデリング 最適化理論 グラフ理論	2 2 2	意思決定論	2	4	4	
	社会関連発展科目			必修 選択	ミクロ経済学 I ミクロ経済学 II	2 2	経営戦略論 マーケティング論	2 2	消費者行動論	2	6	4	
	演習科目			必修	PBL演習 I	2	PBL演習 II	2	研究演習 I 研究演習 II	2 2	卒業研究	4	12
	履修単位数				40		42		34		8	124	124

注1:3科目群のうち2科目群から4単位以上

第3 学則・学部規程等

1. 学則

兵庫県立大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 兵庫県立大学（以下「本学」という。）は、学術の中心として、豊かな教養をはぐくむとともに、深く専門の学芸を教育研究し、地域社会や国際社会の発展に寄与し得る創造力を持つ人間性豊かな人材の育成に努めるとともに、学術的な新知見を国内外に発信して地域の活性化と我が国の発展、ひいては世界人類の幸せに貢献することを目的とする。

(学部)

第2条 本学に、国際商経学部、社会情報科学部、工学部、理学部、環境人間学部及び看護学部を置く。

2 学部の学科及び定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
国際商経学部	国際商経学科	360	1,440
社会情報科学部	社会情報学科	100	400
工学部	電気電子情報工学科	126	504
	機械・材料工学科	126	504
	応用化学工学科	100	400
	小 計	352	1,408
理学部	物質科学科	90	360
	生命科学科	85	340
	小 計	175	700
環境人間学部	環境人間学科 (うち食環境栄養課程)	205 (40)	820 (160)
看護学部	看護学科	105	420
	計	1,297	5,188

3 学部における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、学部規程で定める。

(大学院)

第3条 本学に大学院を置く。大学院の学則は、別にこれを定める。

(職員組織)

第4条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び職員を置く。

第2章 学年、学期、休業日、修業年限及び在学年限

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の規定にかかわらず、国際商経学部国際商経学科の外国人留学生（外国人留学生選抜により入学する者。以下、「外国人留学生選抜入学者」という。）にあっては学年は、9月20日に始まり、翌年9月19日に終わる。

(学期)

第6条 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、国際商経学部国際商経学科グローバルビジネスコースの学年は、次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月19日まで

秋学期 9月20日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日

(3) 春季休業 4月1日から4月6日まで

(4) 夏季休業 8月1日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月25日から翌年1月4日まで

2 学長は、前項の休業日のほか、臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、学部の事情により特に必要があると認める場合は、学部長の申し出に基づき、当該学部に関し、第1項の休業日を変更することができる。

4 学長は、前項に規定するもののほか、特に必要があると認める場合は、第1項の休業日を臨時に変更することができる。

(修業年限)

第8条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第9条 学部の在学年限は、8年を超えることはできない。ただし、編入学により入学した者は、第23条に規定する在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第3章 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第10条 教育課程は、本学の教育上の目標を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

(副専攻)

第 10 条の 2 前条により編成する教育課程として、特定の分野または課題の授業科目で構成する副専攻を設置し、その学習成果を認定することができる。

2 副専攻に関して必要な事項は別に定める。

(授業科目及び授業の方法)

第 10 条の 3 授業科目の区分は、全学共通科目、専門基礎科目（専門関連科目）、専門教育科目及び教職課程科目とする。

- 2 全学共通科目は、総合教育機構長の下、全学が協力して開設する。
- 3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 4 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 5 前4項に規定するもののほか、授業科目及び授業の方法に関して必要な事項は、学部規程で定める。

(単位の計算)

第 11 条 授業科目の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で、学部規程が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で学部規程で定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、学部規程で定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学部規程で定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 前項各号の規定にかかわらず、全学共通科目については、次の基準により単位を計算するものとする。
 - (1) 講義（基礎ゼミナールを含む。）については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (2) 外国語、演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (3) 実験、実習、実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前3号に規定する基準を考慮して総合教育機構が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業製作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して、単位数を学部規程で定めることができる。

(単位の授与)

第12条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第13条 授業科目の成績は、S、A、B、C、Dの評語をもって表し、S、A、B、Cを合格とする。

2 前項の規定にかかわらず、合格・不合格又は認定をもって表することが適切と認められる授業科目については、学部規程で定めることころにより、合格・不合格又は認定で表すことができる。

(他大学等における履修等)

第14条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学(短期大学を除く。以下同じ。)、短期大学、高等専門学校その他別に定める機関(以下これらを「大学等」という。)と本学との協定に基づき、教授会の意見を聴いた上で、学生に当該大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、学生が、履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項に関して必要な事項は、第1項の協定に定めるもののほか、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定及び修業年限の通算)

第15条 学長は、教育上有益と認めるときは、教授会の意見を聴いた上で、学生が、本学に入学する前に本学、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により他の大学又は短期大学において履修した授業科目に関し本学において修得したものとみなす単位数は、前条第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 第1項に定めるもののうち、学生が第37条で定める科目等履修生として修得した単位について、本学に入学した後に修得したものとみなすときは、教授会の意見を聴いた上で、修得した単位数その他の事項を勘案して修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の二分の一を超えてはならない。

4 前3項に関して必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第16条 学長は、学生が、職業を有している等の事情により、第8条の規定にかかわらず修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上で、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(教育課程及び履修方法に関する学部規程への委任)

第17条 この章に定めるもののほか、授業科目の種類、単位数及び履修方法については、学部規程の定めるところによる。この場合において、全学共通科目に関しこれらの事項を定めるときは、総合教育機構長と協議しなければならない。

第4章 入学、編入学、転学、転学部、転学科及び卒業

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 各学部は、第5条及び前項の規定にかかわらず、教育上支障がないと認められる場合に限り、入学の時期を後期の始めとすることができる。

(入学資格)

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

- 2 前項の規定にかかわらず、本学に編入学を希望する者に係る入学資格については、学部規程で定める。

(入学志願の手続)

第20条 入学志願者は、本学の指定する入学願書その他の書類を定められた期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の必要書類及び期日は、学生募集時にこれを指示する。
- 3 入学志願者は、必要書類に添えて入学考查料を納付しなければならない。

(入学許可)

第21条 学長は、入学志願者に対し、別に定めるところにより入学者の選抜を行い、教授会の意見を聴いた上で、合格者を決定する。

- 2 学長は、前項による合格者のうち、指定の期日までに入学手続に関する書類を添えて入学料を納付した者に入学を許可する。

(入学許可の取消)

第 22 条 学長は、前条の規定により入学を許可した者が次の各号に該当するときは、第 1 号に該当する場合を除き教授会の意見を聴いた上で、当該入学許可を取り消すものとする。

- (1) 入学の辞退を申し出たとき
- (2) 入学資格を満たしていないと認めたとき
- (3) 入学者の選抜において不正があったと認めたとき

(編入学者の在学すべき年数等)

第 23 条 編入学により入学した者の在学すべき年数、既に履修した授業科目及び単位数等の取扱いについては、教授会の意見を聴いた上で、学長が決定する。

2 前項に規定するもののほか、編入学に関して必要な事項は、別に定める。

(転学)

第 24 条 学生は、他の大学に転学を希望するときは、学長の許可を得なければならない。

2 学長は、他の大学の学生で本学に転学を希望する者については、教授会の意見を聴いた上で、相当年次に転学を許可することがある。

3 前 2 項に規定するもののほか、転学に関して必要な事項は、別に定める。

(転学部)

第 25 条 学生が、転学部を希望する旨を申し出たときは、学長は、当該学生の所属学部及び志望学部の教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、転学部に関して必要な事項は、別に定める。

(転学科)

第 26 条 学長は、学生が、他の学科に転学科を希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、転学科に関して必要な事項は、別に定める。

(留学)

第 27 条 学生は、本学との協定に基づく外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第 8 条の修業年限に算入することができる。

3 第 14 条の規定は、留学について準用する。

(卒業認定)

第 28 条 学長は、本学に 4 年（編入学により入学した者については、第 23 条に規定する在学すべき年数）以上在学し、学部規程に従って卒業所要単位以上を修得した者について、教授会の意見を聴いた上で、卒業を認定する。

2 学長は、本学に 3 年以上在学し、学部規程に従って卒業所要単位以上を優秀な成績で修得した者について、その願い出に基づき、教授会の意見を聴いた上で、卒業を認定することができる。

(学位)

第 29 条 学長は、本学を卒業した者について、学士の学位を授与する。

2 学位の授与については、別に定める。

第 5 章 休学、復学、退学、除籍及び再入学

(休学及び復学)

第 30 条 学生は、病気・事故等やむを得ない事情により 3箇月以上修学することができないときは、必要書類を添えて学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、病気のため修学が適当でない学生については、休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、学長は、特別の事情があると認められたときは、更に1年の範囲内で延長を許可することができる。

4 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

5 休学期間は、在学期間に算入しない。

6 学生は、休学期間にその該当事由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

7 前各項に規定するもののほか、休学及び復学に関して必要な事項は、別に定める。

(退学)

第 31 条 学生は、退学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 32 条 学長は、学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の意見を聴いた上で、これを除籍することができる。

(1) 第 30 条第 4 項に定める休学期間を超える者

(2) 病気その他の理由のため、成業の見込みのない者

(3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなおその納付がない者

(4) 定められた在学期間を超える者

(再入学)

第 33 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者が、再入学を願い出たときは、教授会の意見を聴いた上で、第 21 条の規定による許可をすることができる。

(1) 第 31 条の規定により本学を退学した者

(2) 前条第 1 号から第 3 号までのいずれかの規定により除籍された者

2 前項に規定するもののほか、再入学に関して必要な事項は、別に定める。

第 6 章 賞 罰

(表彰)

第 34 条 学長は、表彰に値する行為があった学生を、教育研究審議会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第 35 条 学長は、本学則その他学生に関する諸規程に反し、又は学生としての本分に反した行為のある者を、教育研究審議会の議を経て懲戒することができる。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学の 3 種とする。

- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当な事由がなくて修業の実のない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 前3項に規定するもののほか、懲戒に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 学生寮

(学生寮)

第36条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮の位置は、神戸市西区学園西町及びたつの市新宮町光都とする。
- 3 学生寮について必要な事項は、別に定める。

第8章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第37条 学長は、授業科目につき履修を願い出る者があるときは、教授会（全学共通科目の履修を願い出る者にあっては総合教育機構長を含む。）の意見を聴いた上で、これを科目等履修生として許可することができる。ただし、全学共通科目の履修を願い出る科目等履修生の選考については、総合教育機構長と協議しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第38条 学長は、他の大学等との協定に基づき、他の大学等の学生で本学の授業科目を履修しようとする者について、教授会の意見を聴いた上で、これを特別聴講生として、許可することができる。

- 2 前項の協定に定めるもののほか、特別聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第39条 学長は、授業科目につき聴講を願い出る者があるときは、教授会（全学共通科目の聴講を願い出る者にあっては総合教育機構長を含む。）の意見を聴いた上で、これを聴講生として許可することができる。ただし、全学共通科目の聴講を願い出る聴講生の選考については、総合教育機構長と協議しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第40条 学長は、特定の事項について研究を願い出る者があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを研究生として許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(研修員)

第41条 学長は、大学又はその他の団体から特定事項の研究のため、その所属の職員の派遣について願い出があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを研修員として許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、研修員に関して必要な事項は、別に定める。

(規定の準用)

第 42 条 この章に定めるもののほか、学則のうち必要な規定は、科目等履修生、特別聴講生、聴講生、研究生及び研修員について準用する。

第 9 章 外国人留学生

(外国人留学生)

第 43 条 学長は、外国人で留学のため、本学へ入学を願い出る者があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを外国人留学生として許可することができる。

2 この章に定めるもののほか、学則のうち必要な規定は、外国人留学生について準用する。

第 10 章 公開講座

(公開講座)

第 44 条 県民の教養を高めるとともに、広く文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第 11 章 授業料及び入学料等

(授業料及び入学料等)

第 45 条 授業料、入学考查料、入学料、研修料、公開講座受講料（以下「授業料等」という。）の額並びに徴収に関しては、別に定める。

2 休学を許可された者に対しては、別に定めるところにより、休学期間の授業料を免除する。

3 特別の理由があると認められる者は、別に定めるところにより、授業料等の全部又は一部の免除を申請することができる。

第 12 章 雜 則

(補則)

第 46 条 この学則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 4 日改正）

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 12 日改正）

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 30 日改正）

この学則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 11 日改正）

（施行期日）

- この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 平成 29 年度から平成 31 年度における環境人間学部環境人間学科及び看護学部看護学科並びに全学部の計の入学定員及び 3 年次編入学定員並びに収容定員は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科		平成29年度	平成30年度	平成31年度
環境人間学部	環境人間学科 (うち食環境栄養課程)	入学定員	205 (40)	205 (40)	205 (40)
		3 年次編入学定員	— —	— —	— —
		収容定員	810 (150)	810 (150)	815 (155)
		入学定員	105	105	105
		3 年次編入学定員	—	—	—
		収容定員	415	410	415
看護学部	看護学科	入学定員	1,267	1,267	1,267
		3 年次編入学定員	—	—	—
		収容定員	5,053	5,048	5,058
全学部の計					

附 則（平成 30 年 12 月 5 日改正）

（施行期日）

- この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 経済学部国際経済学科及び応用経済学科並びに経営学部組織経営学科及び事業創造学科は、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 平成 31 年度から平成 33 年度における経済学部国際経済学科及び応用経済学科、経営学部組織経営学科及び事業創造学科、国際商経学部国際商経学科、社会情報科学部社会情報科学学科並びに全学部の計の収容定員は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	収容定員		
		平成 31 年 度	平成 32 年 度	平成 33 年 度
経済学部	国際経済学科	300	200	100
	応用経済学科	300	200	100
経営学部	組織経営学科	390	260	130
	事業創造学科	300	200	100
国際商経学部	国際商経学科	360	720	1,080
社会情報科学部	社会情報科学科	100	200	300
全学部の計		5,088	5,128	5,158

附 則 (平成 31 年 1 月 9 日改正)

(施行期日)

1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 30 年度以前に入学した者の授業科目及び授業の方法については、第 10 条の 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成 30 年度以前に入学した者の成績の評価については、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和 2 年 2 月 5 日改正)

(施行期日)

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 12 月 2 日改正)

(施行期日)

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2. 学部規程

社会情報科学部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学学則（平成25年法人規程第75号。以下「学則」という。）に基づき、兵庫県立大学社会情報科学部（以下「本学部」という。）の教育課程及び履修方法等に関する必要な事項について定めるものとする。

(専決事項の規定)

第2条 兵庫県公立大学法人決裁規程（平成25年法人規程第6号）第4条に規定する専決事項として社会情報科学部長（以下「学部長」という。）が専決するものについて、この規程においては、学部長が許可又は決定を行うものとして規定する。

(教育研究上の目的)

第3条 本学部は、情報科学を軸として、高度化・複雑化が続く社会における課題を解決する社会情報科学の教育と研究を行うことを目的とする。情報科学技術に関する確かな知識・技能、実践的な情報処理能力とデータ分析能力を身につけ、ビッグデータを分析・活用し、経済動向の予測、社会政策の立案、企業における経営戦略・マーケティング・生産性向上などの分野で貢献する人材を育成する。

(授業科目)

第4条 授業科目は、全学共通科目、専門基礎科目及び専門教育科目とする。

(全学共通科目)

第5条 全学共通科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第1に定めるところによる。

(専門基礎科目)

第6条 専門基礎科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第2に定めるところによる。このほか、必要に応じて1単位又は2単位の特殊講義を開くことができる。

(専門教育科目)

第7条 専門教育科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第3に定めるところによる。このほか、必要に応じて1単位又は2単位の特殊講義を開くことができる。

(単位の計算)

第8条 学則第11条第1項第1号及び第2号の規定による専門基礎科目及び専門教育科目の単位の計算は、次の基準のとおりとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

2 学則第11条第1項第3号の規定により、一の授業科目を講義、演習、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前項に規定する基準を考慮した時間数をもって1単位とする。

(履修科目の登録及び取消)

第9条 学生は、履修しようとする授業科目については、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

- 2 学生は、履修取消期間中に、履修登録した授業科目の取消を行うことができる。ただし、必修科目については取消を認めない。
- 3 合格した科目については、履修科目の登録を行うことができない。
- 4 各学期において履修科目の登録を行うことのできる単位数は、24 単位以内とする。ただし、教育的観点から申し合わせた授業科目については、履修上限の対象外とする。単位数の計算は、通年科目にあってはその単位数に2分の1を乗じて得た数を当該科目の単位数として行う。
- 5 4回生以上の学生については、履修指導に基づいて履修科目の登録を行うこととする。
- 6 第4項の規定にかかわらず、成績優秀であって学部長が特例として許可したときは、2年次及び3年次の各学期において、履修科目の登録を行うことができる単位数を、28 単位以内と読み替えることができる。
- 7 前項に規定する学部長が許可する基準については、別に定める。

(他学部の授業科目の履修)

第10条 学生は、他学部における授業科目を履修しようとするときは、他学部授業科目履修許可願を所定の期日までに学務所管課に提出し、学部長の許可を得なければならない。ただし、国際商経学部の経済学コース及び経営学コースの授業科目を履修しようとするときは、国際商経学部の経済学コース及び経営学コースの学生だけが履修できる授業科目を除き、この限りではない。

- 2 学部長は、前項の規定により、他学部の授業科目の履修に係る許可をする場合にあっては、関係学部長に協議しなければならない。
- 3 第1項の規定により履修した授業科目のうち、学部長が相当と認めるものについては、教授会の意見を聴いた上で、卒業所要単位数に算入することができる。

(他大学等における修得単位の認定)

第11条 学部長は、教育上有益と認めるときは、他の大学(短期大学を除く。以下同じ。)、短期大学、高等専門学校その他別に定める機関(以下これらを「大学等」という。)と本学との協定に基づき、教授会の意見を聴いた上で、学生に当該大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により、学生が、履修した授業科目について修得した単位数は、60 単位を超えない範囲で本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定により認定された単位数は、別表第1から別表第3に定める卒業所要単位に算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第12条 学部長は、教育上有益と認めるときは、教授会の意見を聴いた上で、学生が、本学部に入学する前に他の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学部に入学した後の本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により認定することができる単位数は、前条第2項の規定により認定する単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。
- 3 前2項の規定により認定された単位数は、別表第1から別表第3に定める卒業所要単位に算入することができる。
- 4 学生は、入学前の既修得単位の認定を受けようとするときは、既修得単位認定願を所定の期日までに学務所管課に提出しなければならない。

(転学部)

第13条 学部長は、学生が転学部を希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

- 2 学部長は、前項の規定により転学部を許可する場合は、関係学部長と協議しなければならない。
- 3 本学部の学生で転学部を希望する者は、所定の期日までに、転学部許可願を学務所管課に提出しなければならない。

(転学部の出願資格、受入年次及び既修得単位の扱い)

第14条 学部長は、他学部の学生で、本学部への転学部を希望する者があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

- 2 本学部へ転学部することができる者は、所属していた学部において40単位以上を修得していなければならない。
- 3 本学部への転学部を許可された者の受入年次及び既修得単位の扱いについては、教授会の意見を聴いた上で、学部長が決定する。

(試験)

第15条 授業科目の評価は、原則として試験により行う。ただし、学部長が試験以外の方法が適当と認める場合には、他の方法をもって行うことができる。

- 2 学生は、履修科目の登録をした授業科目でなければ試験を受けることができない。
- 3 卒業研究の審査は、論文等で行う。

(成績)

第16条 授業の成績は、試験の結果及び日常の学修状況を総合して、次の基準により評価する。

- (1) 成績は100点満点とし、60点以上をもって合格とする。
- (2) 合格した科目には所定の単位を与える。
- (3) 合格した科目の成績は、S、A、B及びCの評語をもって表し、その区分及び評価の基準は次のとおりとする。

評語	区分	評価の基準
S	90点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80点以上 90点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70点以上 80点未満	到達目標を達成できている成績
C	60点以上 70点未満	到達目標を最低限達成できている成績

- 2 合格した科目については、再評価しない。
- 3 休学期間中に開講されている授業科目については、その単位を認めない。
- 4 第11条及び第12条に規定する授業科目の評価は認定をもって表す。

(PBL 演習Ⅱの履修に係る条件)

第 17 条 学生は、PBL 演習Ⅱを履修するためには、本学部に 1 年 6 か月以上在学し、PBL 演習Ⅰ及びデータ分析演習を修得しなければならない。

- 2 本学部への転学部を許可された者の転学部以前の在学期間について、学部長は、教授会の意見を聴いた上で、前項に規定する演習の履修条件の期間に算入することができる。
(卒業研究の履修に係る条件)

第 18 条 学生は、卒業研究を履修するためには、本学部に 3 年以上在学し、基礎演習、PBL 演習Ⅱ、研究演習Ⅰ及び研究演習Ⅱの単位を修得しなければならない。

- 2 本学部への転学部を許可された者の転学部以前の在学期間について、学部長は、教授会の意見を聴いた上で、前項に規定する演習の履修条件の期間に算入することができる。
(卒業)

第 19 条 学生が本学部の教育課程を修了するには、合計 124 単位以上を修得しなければならない。その中に、別表第 1 から別表第 3 に定める卒業所要単位を含むものとする。

- 2 学部長は、本学部に 3 年以上在学し、第 1 項に規定する卒業所要単位以上を優秀な成績で修得した者について、その願い出に基づき、教授会の意見を聴いた上で、卒業（以下「早期卒業」という。）を認定することができる。

- 3 前項に規定する早期卒業に関して必要な事項は、別に定める。

(他の規程への委任)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、履修方法については、本学部の他の規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 19 日改正）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和元年度に入学した者については、別表第 1 は、なお従前の例による。

- 3 令和元年度に入学した者が下表左欄に掲げる改正後学部規程の科目、単位を履修した場合は、同表右欄に掲げる科目、単位を履修したものとみなす。

改正後学部規程に掲げる科目名	単位数	令和元年度入学者用科目名	単位数
グローバルプロジェクト入門(海外)	2	グローバル教養海外実践	2

- 4 令和元年度に入学した者は、全学共通科目として、下記の科目を履修することができる。

区分		科目名	単位数
教養教育科目	人間性の基盤 教育科目	人と社会	情報技術と現代社会 2
	人と自然	物理学と科学的論理思考	2

附 則（令和3年3月19日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 令和元年度に入学した者については、別表第1は、なお従前の例による。
- 3 令和2年度に入学した者については、別表第1の「地域課題探求科目」の区分は、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月16日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 令和3年度以前に入学した者については、別表第1の「統計・情報」及び「地域課題探求科目」の区分は、なお、従前の例による。

別表第1（第5条関係）

全学共通科目

区分		授業科目的名称	開講年次	単位数		備考
	必修			選択		
	自主自律	基礎演習	1・2・3・4	2		2単位必修。
	支援科目	キャリアデザイン入門	1・2・3・4		2	
全学共通科目	グローバル化時代のアカデミックスキル科目	【英語コア科目】				6単位必修。
		Reading and Discussion 1	1・2・3・4	1		
		Reading and Discussion 2	1・2・3・4	1		
		Listening and Speaking 1	1・2・3・4	1		
		Listening and Speaking 2	1・2・3・4	1		
		Writing 1	1・2・3・4	1		
		Writing 2	1・2・3・4	1		
		【選択英語科目】				2単位選択必修。
		TOEIC English 1	2・3・4		1	
		TOEIC English 2	2・3・4		1	
		TOEFL English 1	2・3・4		1	
		TOEFL English 2	2・3・4		1	
		Business English 1	2・3・4		1	
		Business English 2	2・3・4		1	
		Presenting Japan to the World 1	2・3・4		1	
		Presenting Japan to the World 2	2・3・4		1	
		英語海外研修	1・2・3・4		2	
		英語実習(注)	1		1	(注)副専攻(グローバルリーダー教育プログラム)履修者必修
		英語表現(注)	1		1	
	外国语	中国語 1	1・2・3・4		1	日本語・日本文化についてでは、外国人留学生を対象とする。
		中国語 2	1・2・3・4		1	
		フランス語 1	1・2・3・4		1	
		フランス語 2	1・2・3・4		1	
		ドイツ語 1	1・2・3・4		1	
		ドイツ語 2	1・2・3・4		1	
		スペイン語 1	1・2・3・4		1	
		スペイン語 2	1・2・3・4		1	
		韓国・朝鮮語 1	1・2・3・4		1	
		韓国・朝鮮語 2	1・2・3・4		1	
		日本語・日本文化 1	1・2・3・4		1	
		日本語・日本文化 2	1・2・3・4		1	
		中国語海外研修	1・2・3・4		2	
	統計・情報	データサイエンス入門	1・2・3・4	2		4単位必修。
		情報科学概論	1・2・3・4	2		

区分		授業科目の名称	開講年次	単位数 必修	単位数 選択	備考
教養教育科目	人間性の基盤教育科目	哲学概論	1・2・3・4	2	2	人と文化から 2 単位以上修得。
		論理学	1・2・3・4			
		倫理学概論	1・2・3・4			
		心理学	1・2・3・4			
		認知行動心理学	1・2・3・4			
		世界文学	1・2・3・4			
		日本文学	1・2・3・4			
		教育学	1・2・3・4			
		日本史	1・2・3・4			
		東洋史	1・2・3・4			
		環境芸術論	1・2・3・4			
		芸術学	1・2・3・4			
教養教育科目	人間性の基盤教育科目	文化人類学	1・2・3・4	2	2	人と社会から 2 単位以上修得。
		World Literature	1・2・3・4			
		Japanese Literature	1・2・3・4			
		Cultural Anthropology	1・2・3・4			
	人間性の基盤教育科目	法学	1・2・3・4	2	2	人と社会から 2 単位以上修得。
		政治学	1・2・3・4			
		社会学	1・2・3・4			
		男女共同参画社会	1・2・3・4			
		経済学	1・2・3・4			
		日本国憲法	1・2・3・4			
		自然地理学	1・2・3・4			
		情報技術と現代社会	1・2・3・4			
		ひょうごの子育て支援	1・2・3・4			
		Law	1・2・3・4			
		Sociology	1・2・3・4			
		Gender Studies	1・2・3・4			
教養教育科目	人間性の基盤教育科目	医療と工学のフロンティア	1・2・3・4	2	2	人と自然から 2 単位以上修得。
		自然科学概論	1・2・3・4			
		生命倫理	2・3・4			
		生命概論	1・2・3・4			
		ライフサイエンス論	1・2・3・4			
		数学	1・2・3・4			
		統計学	1・2・3・4			
		放射光科学のフロンティア	1・2・3・4			
		生命科学入門	1・2・3・4			
		物理学と科学的論理思考	1・2・3・4			
		Nature and Life	1・2・3・4			
		Statistics	1・2・3・4			
教養教育科目	人間性の基盤教育科目	健康・スポーツ科学演習 1	1・2・3・4	1	1	
		健康・スポーツ科学演習 2 - 41	1・2・3・4			
		ヒューマンヘルスサイエンス	1・2・3・4			

区分		授業科目的名称	開講年次	単位数 必修	備考	
教養教育科目 ひょうご県大特色科目	地域課題探究科目	ひょうご地域課題概論	1・2・3・4	2	地域課題探究科目、 グローバル教育科目、 防災教育科目のうち、 2科目群から4単位 以上修得。	
		地域創造論Ⅰ	1・2・3・4	2		
		地域創造論Ⅱ	1・2・3・4	2		
		兵庫県の行政	1・2・3・4	2		
		地域プロジェクト概論	1・2・3・4	2		
		地域社会とマネジメント	1・2・3・4	2		
		地域社会と健康	1・2・3・4	2		
		地域資源マネジメント概論	1・2・3・4	2		
		地域気候と住環境	1・2・3・4	2		
		兵庫の里山	1・2・3・4	2		
		ジオパークと地域	1・2・3・4	2		
		共生博物学	1・2・3・4	2		
		緑景観マネジメント論	1・2・3・4	2		
		地域資源フィールドワーク (田園生態系の保全と再生)	3・4	2		
		地域資源フィールドワーク (ジオパークの地質と文化)	3・4	2		
		Introduction to Regional Project	1・2・3・4	2		
		Introduction to Community Planner	1・2・3・4	2		
		フィールドワーク基礎技術論	1・2・3・4	2	副専攻・地域創生人材 教育プログラムの科目	
		フィールドワーク基礎技術演習	1・2・3・4	2		
		地域プロジェクト実践論	2・3・4	2		
		地域プロジェクト演習	2・3・4	2		

備考 開講年次欄の下線は、履修が望ましい年次である。

区分		授業科目の名称	開講年次	単位数 必修	単位数 選択	備考
教養教育科目	ひょうご県大特色科目	比較文化論	1・2・3・4		2	
		国際関係論入門	1・2・3・4		2	
		現代の経営問題	1・2・3・4		2	
		文章表現論	1・2・3・4		2	
		多文化社会論	1・2・3・4		2	
		宗教概論	1・2・3・4		2	
		日本文化論	1・2・3・4		2	
		グローカルリーダー入門	1・2・3・4		2	
		グローバルヒストリー	1・2・3・4		2	
		グローバル市民社会論	1・2・3・4		2	
教養教育科目	ひょうご県大特色科目	Comparative Culture	1・2・3・4		2	
		History of Japanese Thought	1・2・3・4		2	
		グローバル教養概論(注1)	1		2	(注1)副専攻(グローバルリーダー教育プログラム)履修者必修
		グローバルプロジェクト入門(海外)(A)(注2)	1・2・3・4		2	(注2)副専攻(グローバルリーダー教育プログラム)履修者必修。(A)または(B)どちらか一方のみ履修可。
		グローバルプロジェクト入門(海外)(B)(注2)	2・3・4		2	
		グローバル社会を学ぶ(注3)	1		2	(注3)副専攻(グローバルリーダー教育プログラム)履修者必修
教養教育科目	防災教育科目	日本の思想と文化を学ぶ(注3)	1		2	
		先端科学を学ぶ(注3)	1		2	
		地球の営みと災害	1・2・3・4		2	
		兵庫の歴史と自然災害史	1・2・3・4		2	
		生活と防災	1・2・3・4		2	
		社会特性と減災復興	1・2・3・4		2	
		兵庫の災害と防災	1・2・3・4		2	
		災害支援とボランティア	1・2・3・4		2	
		減災復興まちづくり	1・2・3・4		2	
他専攻科目		災害現場と防災	1・2・3・4		2	
		Disaster Resilience and Social Innovation	1・2・3・4		2	
必要単位数を設定していない選択科目と、必要単位数を超えて修得した選択科目の合計単位数		Urban and Regional Issues in Disaster Reduction	1・2・3・4		2	
		※他キャンパスが開設する科目について、必要に応じて開講する。修得した単位は全学共通科目の単位となる。				
卒業所要単位					28単位以上	

備考 開講年次欄の下線は、履修が望ましい年次である。

別表第2（第6条関係）

専門基礎科目

区分	授業科目的名称	開講年次	単位数		備考
			必修	選択	
必修	社会情報科学概論	<u>1・2・3・4</u>	2		22単位必修。
	社会情報科学のための数学	<u>1・2・3・4</u>	2		
	微積分 I	<u>1・2・3・4</u>	2		
	線形代数 I	<u>1・2・3・4</u>	2		
	確率・統計	<u>1・2・3・4</u>	2		
	プログラミング I	<u>1・2・3・4</u>	2		
	経営データ概論	<u>1・2・3・4</u>	2		
	プログラミング II	<u>2・3・4</u>	2		
	データ構造とアルゴリズム	<u>2・3・4</u>	2		
	経済データ概論	<u>2・3・4</u>	2		
	情報倫理と法	<u>2・3・4</u>	2		
卒業所要単位				22単位	

備考 開講年次欄の下線は、履修が望ましい年次である。

別表第3（第7条関係）

専門教育科目

区分	授業科目的名称	開講年次	単位数		備考
			必修	選択	
情報科学関連科目	情報技術の最前線	2・3・4	2		8単位必修。
	人工知能	2・3・4	2		
	データマイニング	2・3・4	2		
	機械学習	3・4	2		
データ分析関連科目	微積分II	2・3・4		2	8単位以上修得。
	線形代数II	2・3・4		2	
	情報マネジメント	2・3・4		2	
	プログラミングIII	2・3・4		2	
	経営情報システム	2・3・4		2	
	情報アクセスシステム	3・4		2	
	システム管理	3・4		2	
	コンピュータネットワーク	3・4		2	
	情報セキュリティ	3・4		2	
	ソフトウェア開発論	3・4		2	
	計算理論	3・4		2	
	情報メディア論	3・4		2	
データ分析関連科目	計算科学の世界	3・4		2	
	データ分析の最前線	1・2・3・4	2		8単位必修。
	データ分析演習	2・3・4	2		
	社会データ分析	3・4	2		
	政策データ分析	3・4	2		
データ分析関連科目	多変量解析	2・3・4		2	4単位以上修得。
	医療福祉情報論	2・3・4		2	
	データ可視化	3・4		2	
	地理情報システム	3・4		2	
	社会調査法	3・4		2	
	地域経済データ分析	2・3・4		2	

備考 開講年次欄の下線は、履修が望ましい年次である。

区分		授業科目の名称	開講年次	単位数		備考	
				必修	選択		
意思決定関連科目	必修	数理モデリング	2・3・4		2	4 単位必修。	
		オペレーションズ・リサーチ	2・3・4		2		
	選択必修	統計的モデリング	3・4		2	2 単位以上修得。	
		最適化理論	3・4		2		
		グラフ理論	3・4		2		
社会関連基本科目	選択必修	意思決定論	3・4		2		
		経営学概論	1・2・3・4		2	4 单位以上修得。	
		会計学概論	1・2・3・4		2		
		簿記論 I	2・3・4		2		
		ミクロ経済学 I	2・3・4		2		
		マクロ経済学 I	2・3・4		2		
		簿記論 II	2・3・4		2		
		ミクロ経済学 II	2・3・4		2		
		マクロ経済学 II	2・3・4		2		
		都市災害とまちづくり	2・3・4		2		
社会関連発展科目	選択必修	減災復興政策概論	2・3・4		2		
		経済政策論 I	3・4		2	4 单位以上修得。	
		経営戦略論	3・4		2		
		マーケティング論	3・4		2		
		経済政策論 II	3・4		2		
		マクロ経済学 III	3・4		2		
		財務情報分析論	3・4		2		
		ものづくり経営学	3・4		2		
		消費者行動論	3・4		2		
		原価計算論	3・4		2		
演習科目		English for Specific Purposes I	3・4		2		
		English for Specific Purposes II	3・4		2		
		PBL演習 I	1・2・3・4	2		2 単位必修。	
		PBL演習 II	2・3・4	2		2 単位必修。 PBL演習 II を履修するためには、PBL演習 I 及びデータ分析演習を修得していること。	
		研究演習 I	3・4	2		2 単位必修。	
		研究演習 II	3・4	2		2 単位必修。	
						4 単位必修。	
		卒業研究	4	4		卒業研究を履修するためには、基礎演習、PBL演習 II 、研究演習 I 及び研究演習 II を修得していること。	
卒業所要単位					54単位以上		
必要単位数を超えて修得した専門教育科目の単位					20単位以上		
卒業所要単位合計					124単位以上		

備考 開講年次欄の下線は、履修が望ましい年次である。

3. 早期卒業に関する規程

社会情報科学部早期卒業に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会情報科学部規程（以下「学部規程」という。）第19条第3項に基づき、社会情報科学部（以下「本学部」という。）の早期卒業に関し、必要な事項について定めるものとする。

(早期卒業の時期)

第2条 早期卒業の時期は、3年次終了時点とする。

(早期卒業の要件)

第3条 早期卒業の認定を受ける者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 3年次終了時点において、本学部の定める卒業所要単位をすべて修得していること。
- (2) 3年次終了時点において、兵庫県立大学GPA制度要綱第5条第3項に規定する計算式により求められた通算GPA（以下「通算GPA」という。）が3.4以上であること。
- (3) 卒業研究を履修した上で卒業論文を作成し、審査に合格していること。
- (4) 兵庫県立大学の大学院又は専門職大学院への進学を希望し、当該大学院の入学試験に合格しているだけでなく、入学手続を完了していること。
- (5) 本学部の早期卒業判定審査委員会による面接審査を受け、合格していること。
- (6) 2年次終了時点において、早期卒業候補者の認定を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、早期卒業の対象となるない。

- (1) 本学部に再入学した者
- (2) 本学部に転学部した者
- (3) 入学前既修得単位の認定を受けた者

3 早期卒業希望者が、早期卒業の要件を満たさなかった場合は、学部規程で定める卒業所要単位をすべて修得していても早期卒業は認められず、4年次の一年間、在学しなければならない。

(早期卒業候補者の要件)

第4条 2年次終了時点において、次の各号に掲げるすべての要件を満たしている者は、早期卒業候補者の認定審査を受けることができる。

- (1) 2年次終了時点において、卒業所要単位のうち、88単位以上を修得していること。
- (2) 2年次終了時点において、通算GPAが3.5以上であること。
- (3) 2年次終了時点において、基礎演習及びPBL演習Ⅱの単位を修得していること。

(早期卒業候補者の申請と認定)

第5条 早期卒業を希望する者は、2年次の所定の時期に、早期卒業候補者認定願（様式第1号）を学務所管課に提出するものとする。

2 学部長は、前項に規定する認定願を受理したときは、教授会の意見を聴いた上で、認定する者に対しては早期卒業候補者認定通知書（様式第2号）により、認定しない者に

対しては早期卒業候補者認定に関する結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（早期卒業候補者の履修における特例措置）

第6条 前条の規定により早期卒業候補者として認定された者は、学部規程第20条の規定にかかわらず、4年次配当科目を履修することができる。

2 早期卒業候補者として認定された者は、学部規程第18条の規定にかかわらず、卒業研究を履修するものとする。

（学修指導）

第7条 早期卒業候補者に対しては、当該学生が履修する演習科目を担当する教員を中心となり、早期卒業に向けた適切な学修指導体制を整えるものとする。

（早期卒業候補者の辞退）

第8条 早期卒業候補者が早期卒業を辞退する事由が生じたときは速やかに、早期卒業候補者辞退届（様式第4号）を学務所管課に提出しなければならない。

2 早期卒業を辞退した者については、卒業研究の履修を取り消すこととする。

（早期卒業の認定）

第9条 学部長は、前条に規定する早期卒業判定対象者について、教授会の意見を聴いた上で、早期卒業の認定を行うものとする。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか、早期卒業に関して必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

4. G P A制度要綱

兵庫県立大学G P A制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県立大学(以下「本学」という。)のG P A(Grade Point Average)制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 G P A制度は、学修の状況及び結果を明確化することにより、学生の学習意欲を高め、適切な修学指導に資するとともに、厳格な成績評価を推進し、学びの質を向上させることを目的とする。

(G P Aの種類・運用)

第3条 G P Aは、全学で統一的に運用する全学G P Aと、各学部・研究科(以下「学部等」という。)の範囲内で独自に運用する学部・研究科G P A(以下「学部等G P A」という。)に大別する。

2 G P Aの運用は、原則としてこの要綱に基づくものとする。

3 学部等G P Aは、学部・研究科の独自性を鑑み、この要綱の趣旨・目的に反しない限りにおいて、各学部・研究科長が教授会の意見を聞いたうえで別に定めることができるものとする。ただし、第4条で定めるG Pについては別に定めることはできないものとする。

(G P)

第4条 学則第13条に基づき各学部・研究科規程で定める成績の評語に与えられるG P(Grade Point)は、次表のとおりとする。

成績の評語		G P
5段階評価	素点	
S	100-90	4.0
A	89-80	3.0
B	79-70	2.0
C	69-60	1.0
D	59-0	0.0

(G P Aの算出方法)

第5条 各期における学修の状況及び成果を示す指標としてのG P A(以下「学期G P A」という。)、各学年における学修の状況及び成果を示す指標としてのG P A(以下「学年G P A」という。)及び全期間の学修の状況及び成果を示す指標としてのG P A(以下「通算G P A」という。)の計算式は、次の各号の定めるところによるものとし、算出された数値の小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

2 学期G P Aの計算式

学期G P Aの計算式は以下のとおりとする。

$$\frac{\text{(当該学期に評価を受けた卒業要件となる授業科目のG P} \times \text{当該授業科目の単位数}) \text{ の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

3 学年G P Aの計算式

学年G P Aの計算式は以下のとおりとする。

$$\frac{\text{(当該学年に評価を受けた卒業要件となる授業科目のG P} \times \text{当該授業科目の単位数}) \text{ の合計}}{\text{当該学年に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

4 通算G P Aの計算式

通算G P Aの計算式は以下のとおりとする。

$$\frac{\text{(在学全期間に評価を受けた卒業要件となる授業科目のG P} \times \text{当該授業科目の単位数}) \text{ の合計}}{\text{在学全期間に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

(G P A対象授業科目)

第6条 G P A対象授業科目は、5段階評語又は素点によって成績認定される授業科目であって、卒業要件に算入できる授業科目とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学部等が設定する履修取消期間中に学生から履修取消の申し出があり履修取消を許可した授業科目は、G P A対象授業科目から除くものとする。
- 3 学部等は、教育上の理由により、前項に規定による履修取消期間中の取消ができない授業科目を別に定めることができるものとする。

(再履修科目の取扱い)

第7条 「D」又は60点未満と評価された授業科目を、のちに再履修した場合、以前の「D」又は60点未満と評価された授業科目は、再履修による評価にかかわらずG P A対象授業科目に含むものとする。

(成績証明書への記載)

第8条 学期G P A、学年G P A及び通算G P Aは、原則として成績証明書に記載しない。ただし、留学等の目的で、成績証明書提出先からG P Aの記載を求められたときはこの限りではない。

(成績評価の厳格化)

第9条 G P A制度が的確に運用されるよう、学部等は、授業科目の適切な成績評価の推進について、組織的な取り組みに努めるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、G P A制度に関し必要な事項は、総合教育機構全学

教育推進会議の議を経て、教育研究審議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 30 年度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

5. 成績に対する確認及び不服申立てに関する要綱

成績に対する確認及び不服申立てに関する要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、本学の学士課程、修士課程、博士課程及び専門職学位課程に在籍する学生（以下「学生」という。）が履修する全ての科目について、その成績に対する確認及び不服申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

(周知)

第2条 各学部及び研究科（以下「学部等」という。）は、履修の手引及び講義要目等において、本要綱を学生に周知するものとする。

(成績に対する確認)

第3条 学生は、成績評価の理由など確認すべき事項がある場合は、当該科目を担当する教員（以下「担当教員」という。）に対し、次の方法により確認することができるものとする。

(1) 全学共通科目、専門基礎科目（専門関連科目）、専門教育科目、教職課程科目及び大学院で履修する科目（以下「大学院科目」という。）

①担当教員に直接確認する。

②所属学部等の学務所管課（以下「所管課」という。）を通じて、担当教員に別に定める「成績に対する確認書」（以下「確認書」という。）を提出し、確認する。

(2) 全学共通科目、専門基礎科目（専門関連科目）及び専門教育科目に位置付けられない副専攻履修者のみが履修可能な科目（以下「副専攻科目」という。）

副専攻運営機関を通じて、担当教員に確認書を提出し、確認する。

2 前項第1号により学生から確認依頼を受けた担当教員は、直接、当該学生に確認結果を回答するものとする。

3 第1項1号②及び第1項第2号により学生から所管課又は副専攻運営機関を通じて確認書を受けた担当教員は、確認書により、所管課又は副専攻運営機関を通じて、当該学生に確認結果を回答するものとする。

4 前項の回答については、担当教員の判断により、直接、当該学生に確認結果を回答することができるものとする。この場合において、担当教員は、回答内容及び回答日を所管課又は副専攻運営機関に通知しなければならない。

(確認依頼受付期間)

第4条 前条第1項による確認依頼の受付期間は、成績公開日から原則として7日以内（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。以下次項、第5条第1項、第7条及び第9条において同じ。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学期に学部等の卒業又は修了判定対象者であり、確認を行おうとする成績が学部等の卒業又は修了判定に関わる場合及び3月1日以降に開

示された成績に対する確認の場合の受付期間は、成績公開日から原則として3日以内とする。（確認に伴う措置）

- 第5条 第3条第1項による確認依頼を受けた担当教員は、学生からの確認依頼があった日又は所管課を通じて確認書を受理した日から原則として7日以内に確認結果を回答するものとする。ただし、前条第2項に規定する場合の確認依頼にあっては、原則として3日以内に確認結果を回答するものとする。
- 2 前項の回答に当たっては、担当教員は、確認結果に基づき、成績について変更する措置を探ることができる。この場合において、担当教員は、当該措置の内容及びその理由を記録するとともに、所管課又は副専攻運営機関に報告しなければならない。

(不服申立て)

第6条 学生は、第3条により成績に対する確認を行った結果、次の各号に掲げる事案の解決が得られなかつた場合に限り、不服申立てができるものとする。

- (1) 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われる事案
 - (2) シラバスや授業時間内での指示等により周知している成績評価の方法から明らかに逸脱した評価であると思われる事案
 - (3) 担当教員から十分な説明等の対応がなかつた事案
- 2 学生は、前項の不服申立てを行う場合は、次の各号のとおり「成績に対する不服申立書」（以下「不服申立書」という。）を提出するものとする。
- (1) 専門基礎科目（専門関連科目）、専門教育科目及び大学院科目
所管課を通じて、所属する学部等の長（以下「部局長」という。）に対し提出
 - (2) 全学共通科目及び教職課程科目
所管課を通じて、総合教育機構長に対し提出
 - (3) 副専攻科目
副専攻運営機関を通じて、履修する副専攻運営機関の長（以下「副専攻運営機関長」という。）に対し提出

(不服申立て受付期間)

第7条 前条による不服申立ての受付期間は、当該学生が第3条による回答を受理した日から原則として3日以内とする。

(審査)

第8条 部局長、総合教育機構長及び副専攻運営機関長（以下「部局長等」という。）は、第6条第2項による不服申立書を受理した場合は、速やかに当該不服申立ての審査を行うものとする。ただし、不服申立書が第6条第1項に該当しないときは、不服申立てを却下することができるものとする。この場合において、所管課及び副専攻運営機関を通じて、速やかに当該学生に「成績に対する不服申立却下通知書」（以下「却下通知書」という。）により通知するものとする。

- 2 前項の審査方法は、部局長等が別に定めるものとする。

(審査結果の報告及び対応)

- 第9条 部局長等は、前条の審査結果について、当該学生及び担当教員に対し、前条第1項の不服申立書を受理した日から14日以内に、所管課又は副専攻運営機関を通じて、「成績に対する不服申立回答書」（以下「不服申立回答書」という。）により、文書で通知する。この場合において、不服申立てを容認する結果であった場合は、担当教員に成績を変更する措置を行わせるものとする。
- 2 前項の通知は、当該学生又は当該担当教員が希望した場合は、電子媒体によって通知することができるものとする。

(再審の不可)

- 第10条 学生は、前条第1項の不服申立回答書及び第8条第1項の却下通知書に該当する科目については、再度の不服申立てができないものとする。

(雑則)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

6. 定期試験を受験できない者に対する処置規程

兵庫県立大学定期試験を受験できない者に対する処置規程

(目的)

第1条 この規程は、やむを得ない事由により所定の期日に定期試験を受験できなかった者に対する処置について必要な事項を定める。

(事由)

第2条 前条に定めるやむを得ない事由は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 病気
- (2) 災害及び不慮の事故
- (3) 父母、配偶者又は子の死亡
- (4) 兄弟姉妹又は祖父母の死亡
- (5) その他前各号に準ずる事由

(手続)

第3条 やむを得ない事由のため定期試験を受けることができない者は、原則として定期試験開始までに、学生が所属する学務所管課に連絡し、その後速やかに試験欠席承認願（別記様式）を提出しなければならない。

- 2 前項の承認願には、病気の場合にあっては医師の診断書、他の場合にあっては、その事由を証明する書類を提出しなければならない。
- 3 試験欠席承認願が提出されたときは、試験科目を開講する教員は、その内容を審査し、その結果を学生が所属する学務所管課を通して学生へ連絡するものとする。

(成績の評価)

第4条 試験科目を開講する教員は、定期試験を受験できない事由が第2条に該当すると認められた場合、適宜の方法により、成績を評価することができる。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

7. 試験の不正行為に対する処置規程

兵庫県立大学試験の不正行為に対する処置規程

(目的)

第1条 この規程は、試験の不正行為が行われた場合について、必要な事項を定めるものとする。

(不正行為の内容)

第2条 試験の不正行為とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 使用を許されない書籍、ノート、紙片、電子機器を用いること。
- (2) 他人の答案をのぞき見ることその他社会通念上受験者として正当でないと認められる行為をすること。

(不正行為の確認・報告)

第3条 試験監督者は、不正行為を確認した場合、直ちに当該行為を実行し又はこれに関与したと疑われる者（以下「対象学生」という。）に対し、その旨を指摘して受験を停止させるとともに、その氏名、所属、連絡先等必要な事項を記録し、答案用紙、使用を許されない書籍その他不正行為に直接関連して使用されたとみられる物品等を預かり、対象学生が所属する学部又は研究科の長（以下「学生所属学部長等」という。）に報告しなければならない。この場合において、試験監督者と当該試験科目を開講している教員（以下「開講教員」という。）が異なる場合であるときは、あわせて開講教員に報告しなければならない。

(学生所属学部長等の責務)

第4条 学生所属学部長等は、試験監督者から前条の不正行為の報告を受けたときは、正確な事実を確認するため、遅滞なく対象学生、試験監督者その他の関係者から事情聴取を行い、当該事情聴取の結果認定された事実を記載した事情報告書を作成しなければならない。この場合において、学生所属学部長等が、正確な事実の確認のため必要があると認めるときは、当該不正行為に係る試験科目を開講している学部若しくは研究科の長又は関係する総合教育機構全学共通教育センター副センター長にその調査を依頼することができる。

- 2 前項の規定により、正確な事実の確認のため調査の依頼を受けた者は、当該依頼に応じるものとする。
- 3 学生所属学部長等は、学生所属学部長等の教授会又はこれに相当する委員会（以下「学生所属学部教授会等」という。）に第1項に規定する事情報告書に基づき報告しなければならない。この場合において、開講教員が学生所属学部教授会等に属さない教員であるときは、その教員が所属する学部又は研究科の長及び開講教員に当該事情報告書の写しを送付しなければならない。

(処置の原則)

第5条 不正行為の事実が、学生所属学部教授会等において確認された場合は、その者の当該学期の全科目及び通年の全科目の単位を無効とする。この場合において、学生所属学部教授会等での審議の結果、必要と認められた場合は、その氏名を公表するものとする。

2 前項に規定するものほか、特に悪質な不正行為に対しては、兵庫県立大学学則（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第75号）第35条又は兵庫県立大学大学院学則（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第76号）第32条の規定に基づき懲戒をするものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

8. 副専攻規程

兵庫県立大学副専攻規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学学則（平成25年法人規程第75号）第10条の2の規定に基づき、副専攻に関し必要な事項を定めるものとする。

(副専攻名等)

第2条 副専攻は、兵庫県立大学全学部共通とし、総合教育機構が設置する。

2 副専攻名及び運営機関は別表第1のとおりとする。

3 副専攻における授与称号は別表第2のとおりとする。

4 各副専攻の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(履修方法等)

第3条 副専攻の履修に係る申請方法、授業科目の種類及び取得しなければならない単位数等は、別に定める。

(修了認定)

第4条 副専攻の修了認定は、運営機関に置くその運営を審議する会議の議を経て、総合教育機構長が行う。

(修了証書の授与)

第5条 学長は、前条により副専攻を修了したと認定された学生に対し、副専攻修了証書を授与する。

2 前項により授与する副専攻修了証書は、様式第1号のとおりとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、副専攻の履修に関し必要な事項は、総合教育機構長が定める。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

省略（「副専攻履修の手引」を参照）

別表2

省略（「副専攻履修の手引」を参照）

様式第1号

省略（「副専攻履修の手引」を参照）

9. 他大学等における授業科目の履修規程

兵庫県立大学他大学等における授業科目の履修規程

(趣旨)

第1条 兵庫県立大学学則（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第75号。以下「大学学則」という。）第14条第3項の規定に基づき、他大学等における授業科目の履修に関して必要な事項を定めるものとする。

(他大学等授業科目の履修)

第2条 他大学等の授業科目の履修を願い出る者は、他大学等との協定に基づいて定められた書類を、所定の期日までに学務所管課に提出しなければならない。

(全学共通科目の履修)

第3条 学長は、前条の規定による願い出に係る他大学等の授業科目について、大学学則第14条第2項の規定により本学の全学共通科目を履修したものとみなす場合は、あらかじめ総合教育機構長の意見を聴かなければならない。

(履修期間)

第4条 履修期間については、原則として1年以内とする。

2 前項の規定による履修期間については、本学における在学期間に算入する。

(単位の認定)

第5条 他大学等の授業科目の履修により修得した単位を学則第14条第2項に規定する本学の授業科目を履修したものとして願い出る場合は、単位認定申請書に他大学等の成績証明書を添えて学務所管課に提出しなければならない。

2 学長は、前項の規定による願い出があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

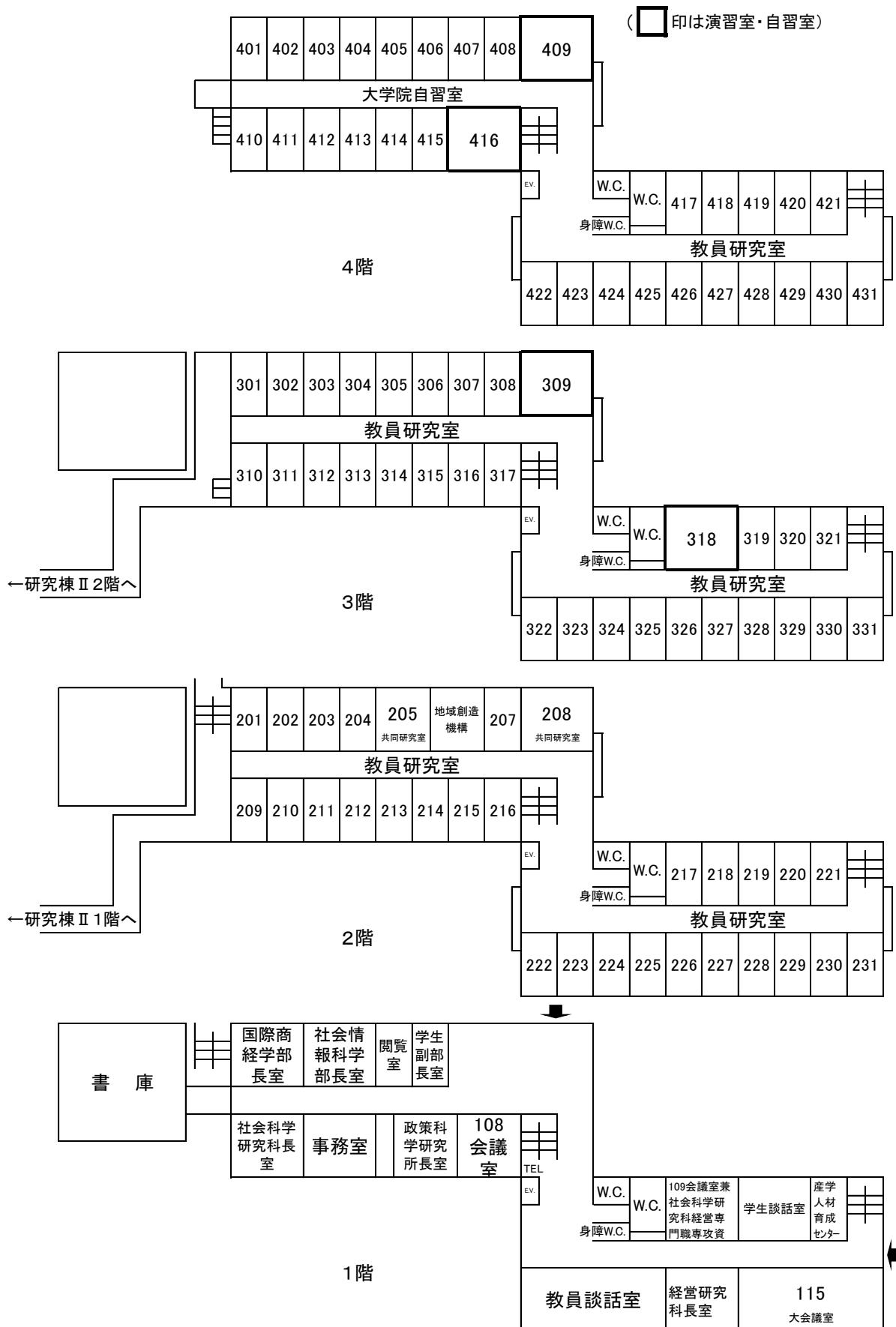
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

兵庫県立大学 神戸商科キャンパス

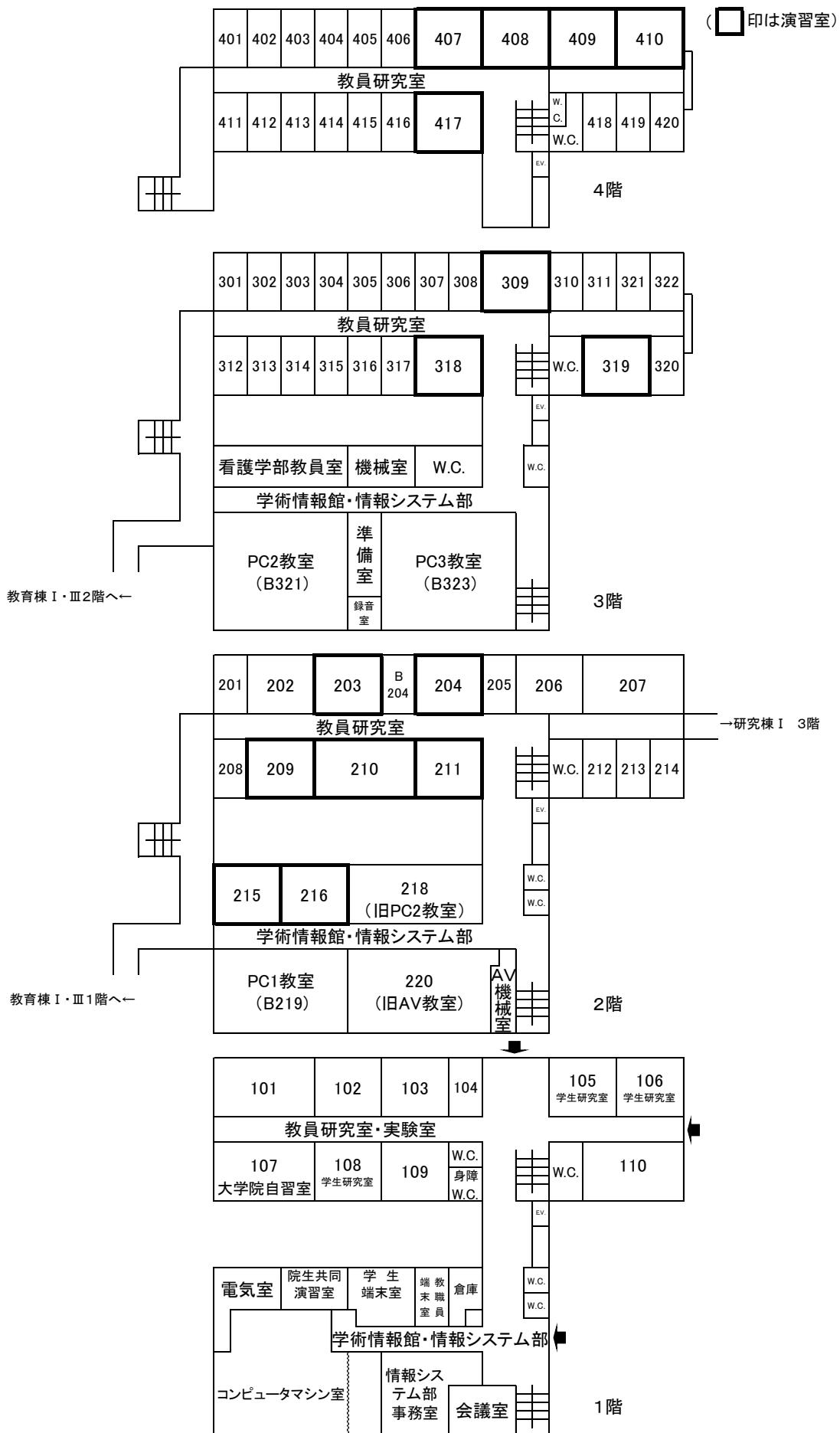


本部棟	大学本部、保安室
研究棟 I (A 棟)	教員談話室、教員研究室、演習（ゼミ）室 政策科学研究所
研究棟 II (B 棟)	教員研究室、教室、演習（ゼミ）室、P C 教室 学術情報館（教職員端末室・学生端末室）
学術情報館（図書館）	
教育棟 I (C 棟)	(1 F) 学務課、国際交流・学生課、保健室、キャリアセンター、淡水会、 神商会 (2 F) 総務課、非常勤講師控室、講義室、教室、演習室 (3 F・4 F) 講義室、教室、演習室
教育棟 II (C 棟)	講義室、教室
教育棟 III (C 棟)	講義室、教室
研究棟 III (D 棟)	教員研究室、非常勤講師控室、講義室、演習室
情報科学研究棟 (K 棟)	教員研究室、共同研究室、セミナー室、講義室、データ演習室、 非常勤講師控室、アカデミックラウンジ、ラーニングコモンズ
I-Square	(1 F) 国際交流センター、(2 ~ 6 F) 国際学生寮
大学会館	生協購買部、食堂
大学別館	(1 F) コミュニティープラザ、(2 F) 教室、和室、学友会

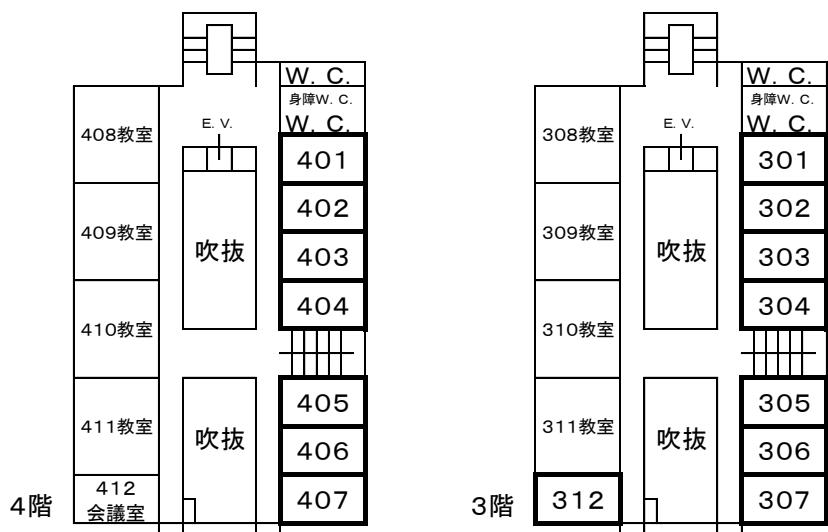
A棟（研究棟Ⅰ）



B棟 (研究棟 II)

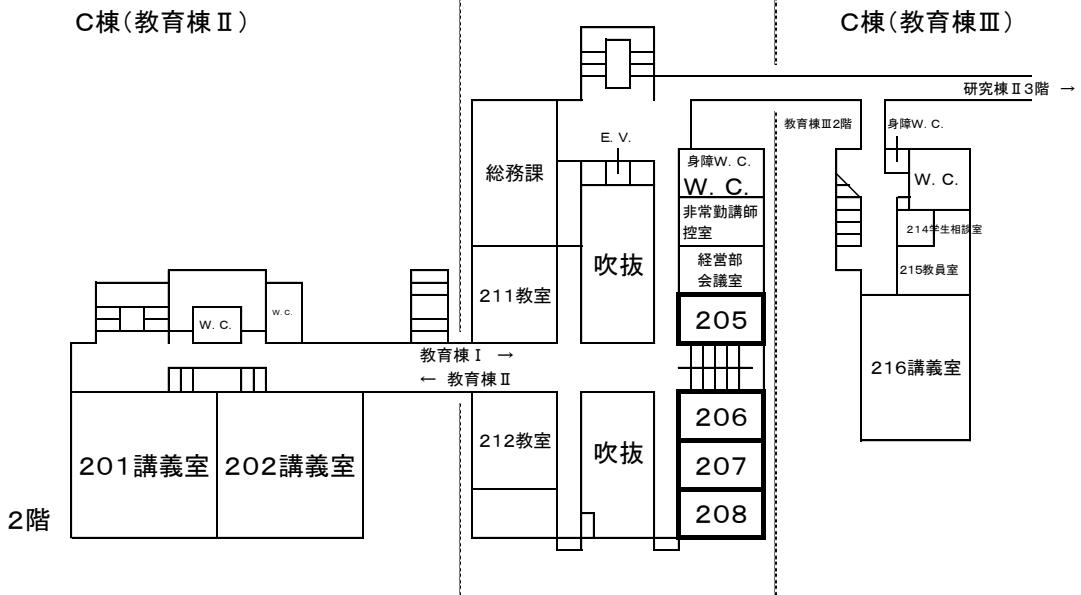


C棟（教育棟Ⅰ）

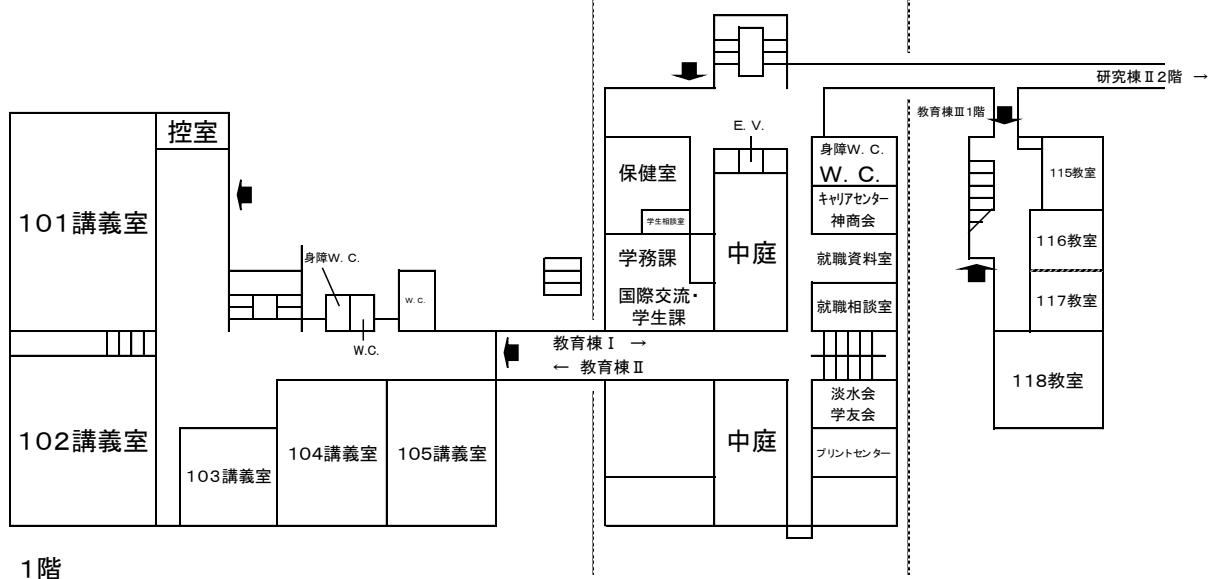


(█印は演習室)

C棟(教育棟Ⅱ)

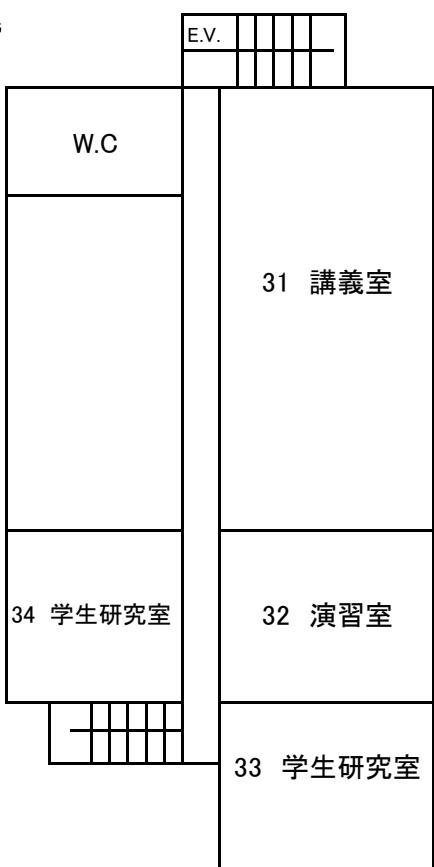


C棟(教育棟Ⅲ)



D 棟（研究棟Ⅲ）

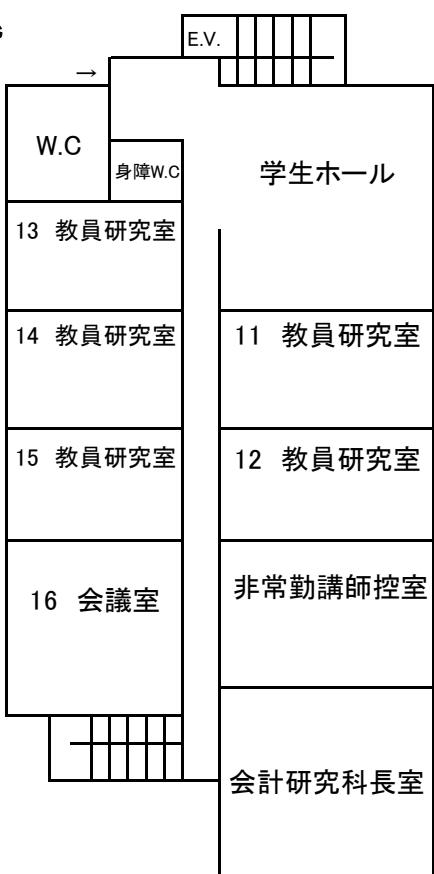
3 階



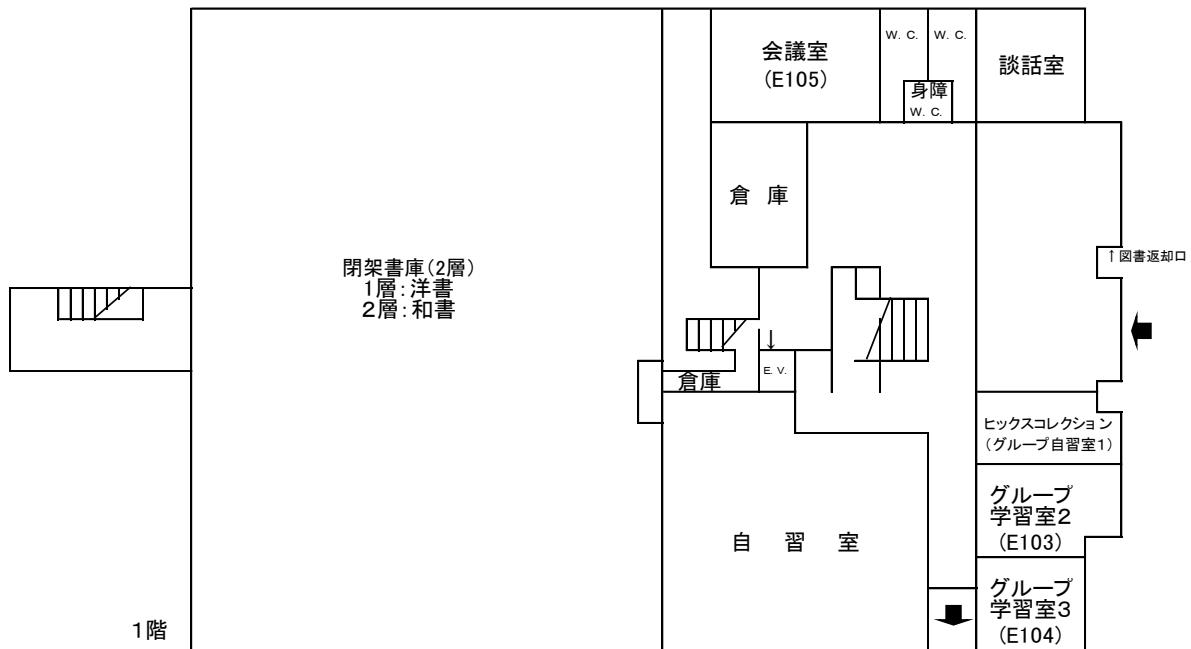
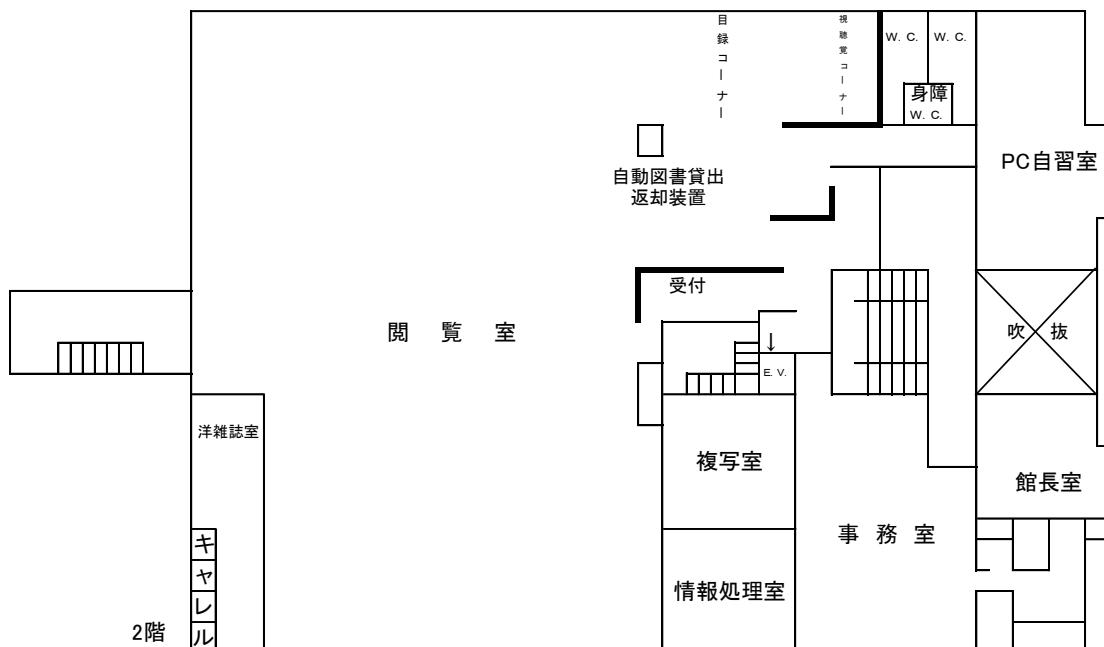
2 階



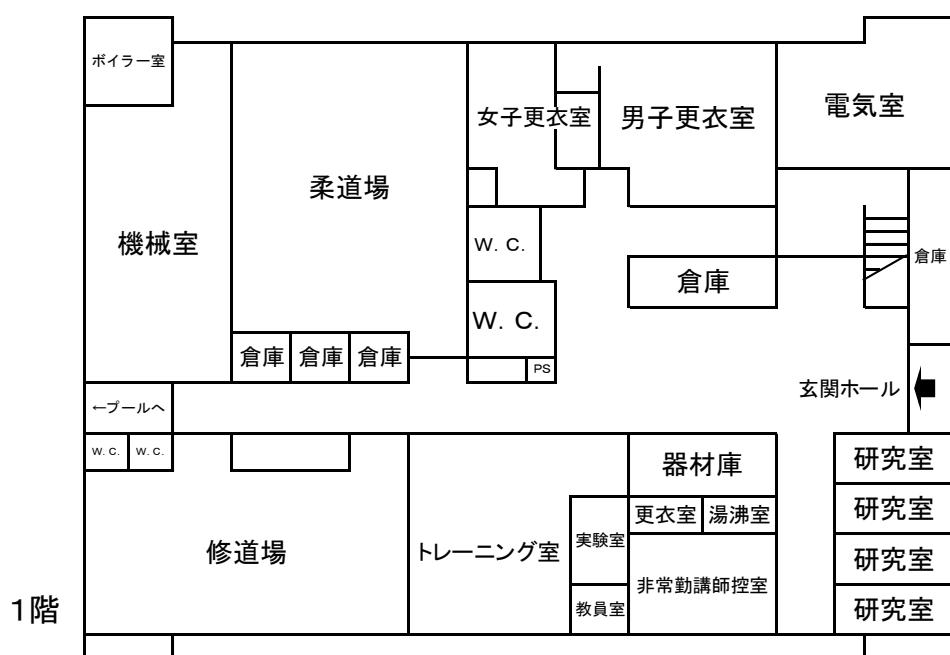
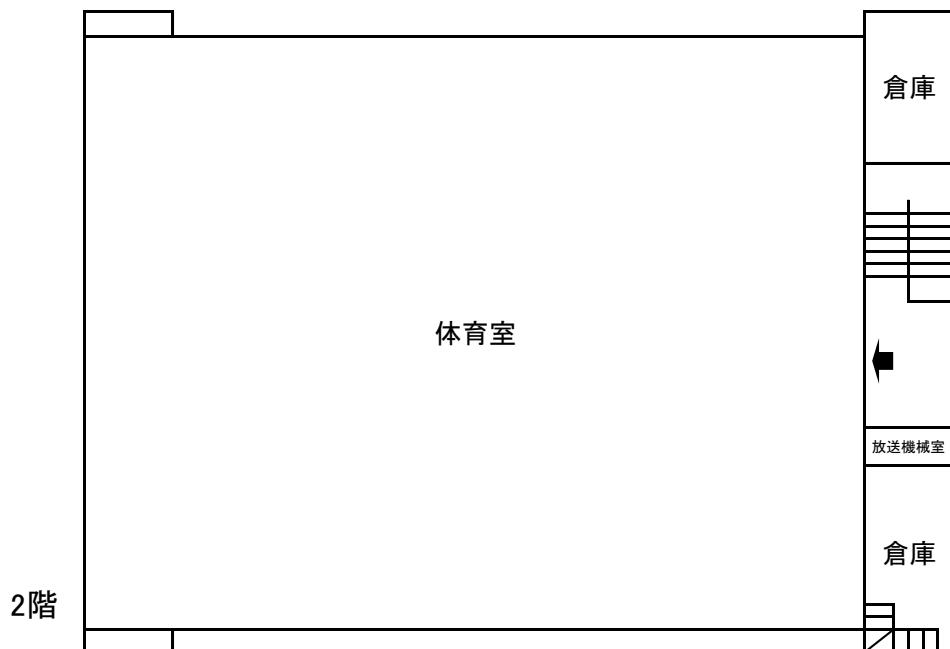
1 階



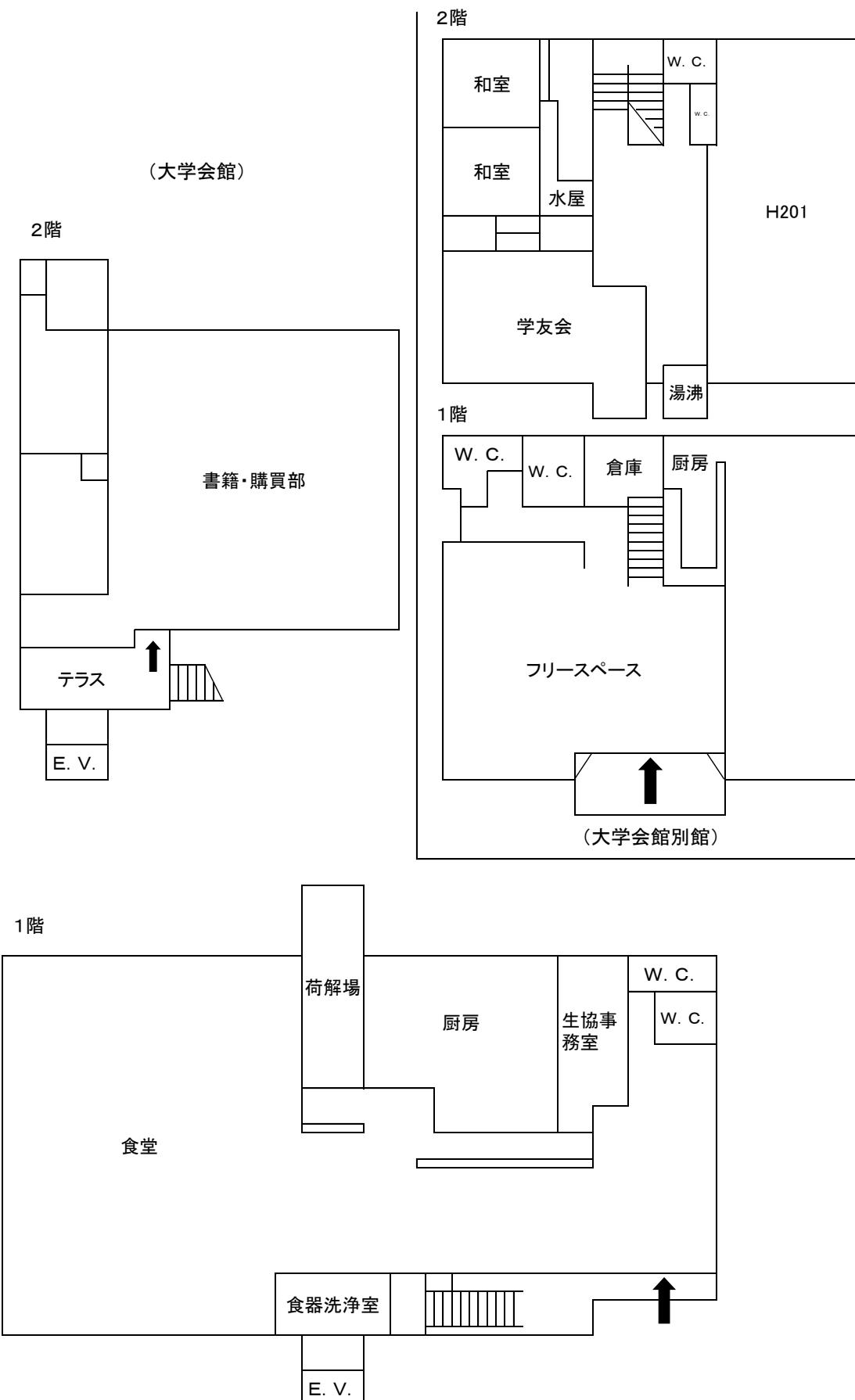
E棟 (学術情報館 図書部)



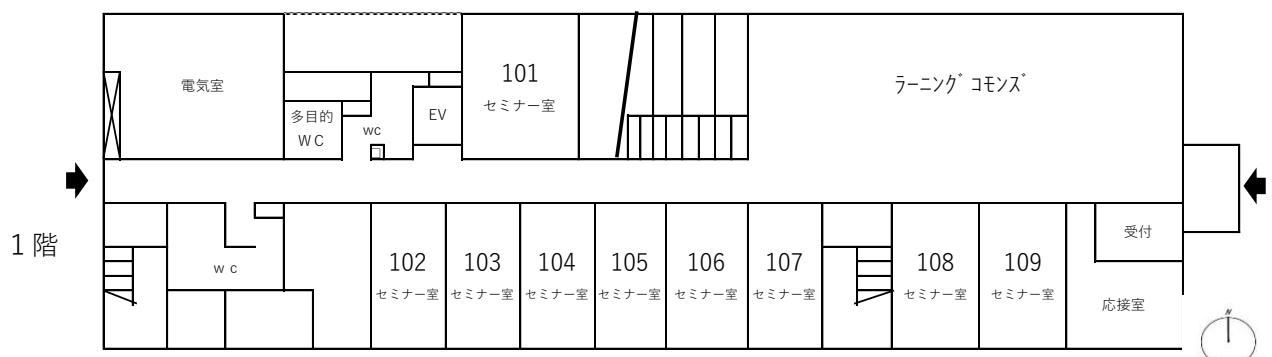
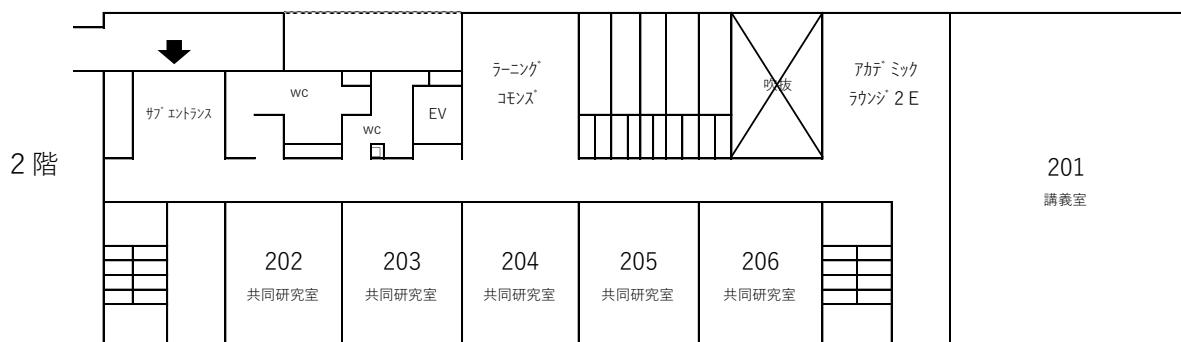
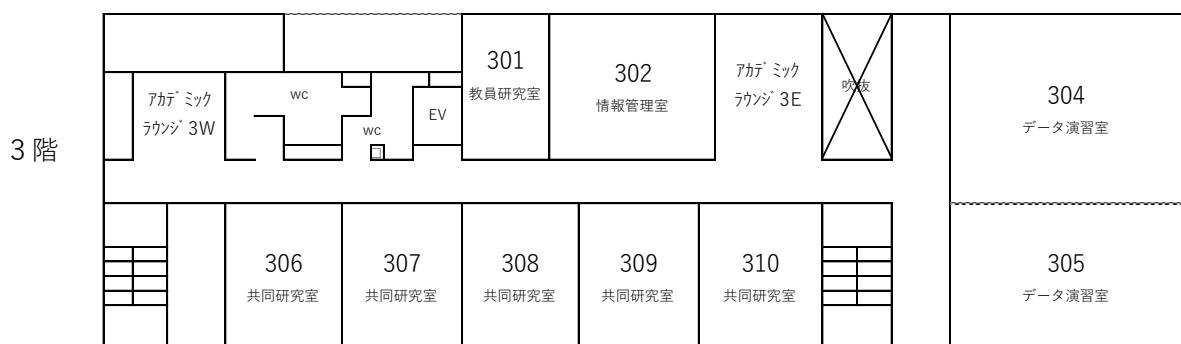
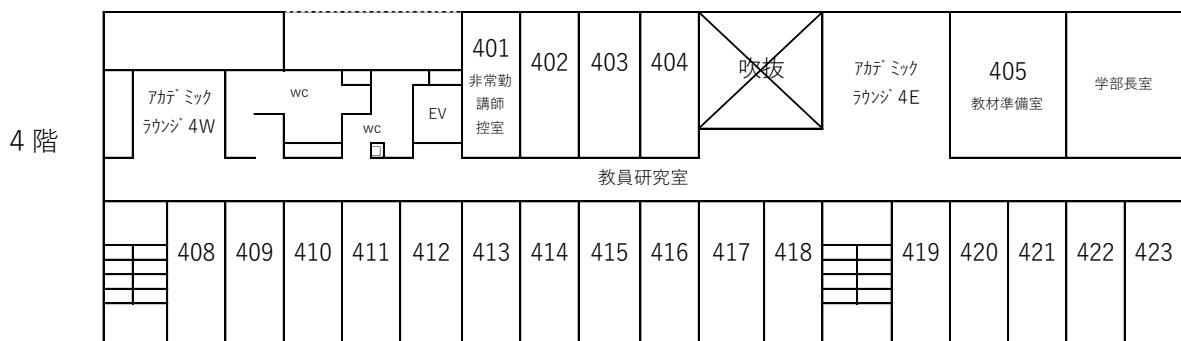
F棟 (体育館)



H棟（大学会館・別館）



K棟（情報科学研究棟）



国際学生寮(I-Square)

